

いじめの不登校重大事態調査報告書

札幌市立小学校 いじめ防止対策委員会

令和7年（2025年）12月

〈目 次〉

第1部 重大事態調査の位置付け	2
1 いじめの定義と基本的理解	2
2 重大事態の認定	3
第2部 調査の目的、組織及び経過	5
1 調査の目的	5
2 調査組織の構成	5
3 調査の経過	6
第3部 当該事案の概要	8
1 基礎情報	8
2 当該事案の概要	9
第4部 調査の方針と方法、結果と事実認定及びいじめ認定	11
1 調査の方針	11
2 調査の方法	11
3 調査結果と事実認定及びいじめ認定	14
4 小括	33
第5部 いじめの行為に係る学校の主な対応	35
1 本校の教育活動や支援体制、及びいじめの対応	35
2 重大事態への学校の対応	35
3 小括	48
第6部 再発防止策	53
1 実効性のある「いじめ防止策」を目指す	53
2 「学校いじめ防止基本方針」の改訂	54
3 「学校いじめ防止基本方針」(改訂版)に基づいた対応	56
4 本校の教育活動について	57
5 本校の児童理解・生徒指導について	58

第1部 重大事態調査の位置付け

1 いじめの定義と基本的理解

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）は、「いじめ」について第2条第1項において、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義している。

また、文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）では、いじめの防止等の対策に関する基本理念について、次のように掲げている。「いじめは、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。」「（国の基本方針）から

(2) 基本的理解

国の基本方針において、法の対象となるいじめに該当するか否かの判断について、次のような指摘をしている。

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

○けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

これらの指摘は、いじめの有無の判断には、被害を受けたとされる者の気持ちが必要であることを示唆している。また、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあるとしている。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

本件においては「法」「国の基本方針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）」（以下「ガイドライン」という。）及び「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針（以下「市の基本方針」という。）」に基づいた対応がされていたか否かを検証した。また、本校の「学校いじめ防止基本方針」が適切なものであったかどうかについても検証し、見直しを図った。

2 重大事態の認定

（１）本件の概要及び調査を開始するに至った経緯

令和5年4月18日、本校に対し、当時本校6年の対象児童がいじめにより、66日間、学校を欠席したことについて、対象児童の保護者より調査を依頼する申立を受けた。

【対象児童の欠席日数】

令和3年度 対象児童5年

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
授業日数	18	18	22	15	10	20	20	20	18	9	18	17	205
欠席日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8

令和4年度 対象児童6年

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
授業日数	17	19	21	16	8	20	20	20	17	10	19	15	202
欠席日数	5	2	2	5	4	17	8	2	2	3	4	4	58

【調査依頼の内容】

- ・5年生の5月頃、特定の児童から「髪型がおかしい。」「太っている。」と言われた。
- ・5年生の6月頃、なわ跳びの仕方がある児童に教えていたところ、特定の児童から「あの子は別に教えてほしいと思っていないだろう。」と言われた。
- ・5年生の7月頃、サッカーをしている時、特定の児童から「なんで変なところにボールを蹴るの。」と言われた。
- ・5年生の時、特定の児童から、対象児童だけが鬼ごっこの鬼になるよう狙われた。
- ・5年生の時、下校中、特定の児童が対象児童と一緒にならないよう逃げるようにして帰った。
- ・5年生の宿泊学習で嫌なことがあって、どんよりした表情だった。
- ・5年生の3学期、特定の児童がわざとぶつかってきた。
- ・6年生の4月14日、体育の授業で特定の児童にちょっかいをかけられた。
- ・6年生の4月頃、特定の児童が対象児童と親しくしている児童へ「一緒にいない方がいいよ。」

と言った。

- ・ 6年生の6月頃、特定の児童から悪口を言われた。
- ・ 6年生の2学期始め頃、特定の児童から無視をされた。
- ・ 6年生の11月20日より少し前、特定の児童から「チック」を指摘され、陰口を言われた。
- ・ 6年生の2月1日、特定の児童が対象児童に対し、机を拭かせないようにした。
- ・ 6年生の2月3日、特定の児童に悪口を言われた。
- ・ 6年生の2月6日、特定の児童が「対象児童に雪玉ぶつけよう。」と言い、対象児童に集中的に当てた。
- ・ 6年生の2月7日、特定の児童が「チック」を馬鹿にする発言をした。

(2) 重大事態の認定について

調査依頼の申し出を受け、対象児童が66日間、学校を欠席することを余儀なくされたことは、法第28条第1項2号のいじめの不登校重大事態に相当すると判断し、令和5年4月18日付で札幌市教育委員会を通じて札幌市長へ報告を行うとともに、本校のいじめ対策組織を調査主体として重大事態の調査を実施することとした。

第2部 調査の目的、組織及び経過

1 調査の目的

本調査は、令和5年4月18日に申立のあった、当時本校6年対象児童に対するいじめにより、対象児童が66日間、学校を欠席したことから、法第28条第1項2号のいじめの不登校重大事態と捉え、本事態の検証をするとともに今後の再発防止を第一義の目的とする。

調査に当たっては、本校の「いじめ防止対策委員会」にて行い、専門家（弁護士、臨床心理士、学識経験者）を加えるものとする。

また、対象児童及び保護者から得た情報、当時の教員等による指導記録や関係教員から聴取した内容、関係児童及び周辺児童からの聴き取り、過去のいじめアンケートの結果等を精査する中で行うものとする。

いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題が起こったか、学校・教員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り明らかにし、対象児童が中学校での学校生活を落ち着いた状態で送ることができるようにすることを第一とするとともに、再発防止に重きをおいて調査を実施した。

2 調査組織の構成

(1) 組織名 札幌市立小学校 いじめ防止対策委員会

(2) 構成員 校長 教頭 主幹教諭 教務主任 保健主事

養護教諭 スクールカウンセラー（SC）

〈専門家〉 弁護士

臨床心理士

学識経験者

※弁護士は、令和6年3月1名退任、令和6年4月1名着任

3 調査の経過

令和5年度

- 6月13日 第1回 いじめ防止対策委員会
- ・重大事態の概要についての説明
 - ・事実関係の把握に向けた調査結果の収集と整理
 - ・面談聴取の計画と実施について
- 10月24日 第2回 いじめ防止対策委員会
- ・いじめアンケートの回答精査（学年全員）
 - ・いじめ防止基本方針の見直しについて
 - ・対象児童の面談聴取について
- 3月22日 第3回 いじめ防止対策委員会
- ・関係児童への面談聴取の依頼状況
 - ・指導記録等の関係資料の集約
 - ・いじめ認定に向けた資料の整理

令和6年度

- 6月18日 第4回 いじめ防止対策委員会
- ・関係児童への聴取方法の検討
 - ・いじめ認定に向けた資料の整理
 - ・対象児童の保護者への経過報告について
- 10月29日 第5回 いじめ防止対策委員会
- ・関係児童の調査結果について
 - ・事案1～16に関する事実認定
 - ・調査報告書の項立てについて
- 1月24日 第6回 いじめ防止対策委員会
- ・「いじめ認定」の判断について
 - ・重大事態調査報告書の作成
 - ・報告書の手交に関して

令和7年度

- 8月 第7回 いじめ防止対策委員会（書面開催）
・仮手交版への加筆内容検討
- 12月 第8回 いじめ防止対策委員会（書面開催）
・手交確定版への加除修正内容検討

第3部 当該事案の概要

1 基礎情報

(1) 対象児童 6年生(当時)

対象児童は低学年の頃から運動を好み、マットや跳び箱運動、なわ跳びチャレンジ等では目標を立てて練習していた。また、サッカーも得意としていて、休み時間等はグラウンドで汗をかきながら遊んでいた。

対象児童は、5年生に進級。本児は、周囲の児童への働きかけが積極的な反面、言葉で説明することを苦手とし、自分の思いが伝わらない時に相手の反応を気にする側面も見られた。

5年生の令和4年3月3日には、対象児童の保護者より本校教頭に、登校渋りや周囲の児童による嫌がらせについて相談があった。なお、対象児童は2年生後半よりチック症状で医療機関に通院しており、症状が強くあらわれる際は保健室で過ごすようにしていた。

6年生に進級した令和4年4月15日。対象児童の保護者より本校教頭に対して、特定の児童にちょっかいを出されたことにより、夜にチックや嘔吐などの症状が出たり、学校に行かなくてはいけない夢を見たりするようになったと相談があった。

令和4年6月20日。以前から対象児童に対し、悪口を言っていた特定の児童を対象児童の保護者が直接、注意した。

2学期が始まり、令和4年8月29日対象児童の保護者より、担任にチックの症状が悪化し登校を控える旨の連絡があった。その際、いじめや仲間外れがあり、改善してほしいと相談があった。その後、対象児童は令和4年9月27日より徐々に登校できるようになった。

令和5年2月6日中休みには、グラウンドで複数の特定の児童から対象児童へ集中的に雪玉を当てられる事案が発生した。対象児童は保健室に駆け込み、いじめ被害を担任及び養護教諭に申告した。

(2) 関係児童

児童A 児童B 児童C 児童D 児童E

児童F 児童H 児童I 児童L

(3) 周辺児童

児童G 児童J 児童K 児童M 児童N

児童O 児童P

2 当該事案の概要

本調査において、対象児童及びその保護者の申立てや関係教職員の聴き取りを基に、いじめに該当する可能性があるかと判断し、調査の対象とした案件は以下の16件（以下、「本件申告案件」という。）とする。

【事案1～7 令和3年度 対象児童5年】

事案	時期	具体的な言動や行為	関係児童
事案1	5月頃	児童Aが対象児童に「髪型がおかしい。」「太っている。」と言った。	A
事案2	6月頃	対象児童が児童Aに縄跳びを教えていたところ、児童Bが対象児童に「児童Aは別に教えてほしくないだろう。対象児童に教えられて、うざいと思ってるよ。」と言った。	B
事案3	7月頃	休み時間にサッカーをしている時、児童Bが対象児童に「なんで変なところに蹴るの。」と言った。	B
事案4	9月頃	休み時間に鬼ごっこをしている時、児童BとCが対象児童だけを捕まえて「鬼」にするようにした。	B C
事案5	10月頃	下校時、児童D・E・Fが、対象児童を児童Dと一緒に帰れないようにした。	D E F
事案6	11月頃	宿泊学習では嫌なことがあった。対象児童は帰ってきたら暗い表情だった。	B C
事案7	2月頃	休み時間に、児童Eが対象児童にわざとぶつかってきた。	E

【事案8～16 令和4年度 対象児童6年】

事案	時期	具体的な言動や行為	関係児童
事案8	4月頃	対象児童と仲の良かった隣のクラス児童Pに、児童Eが「対象児童と一緒にいない方がいいよ。」と言った。	E
事案9	4月14日	体育の授業中、児童Eに対象児童がからかわれた。	E
事案10	6月頃	児童B・E・Hに、対象児童が悪口を言われた。	B E H
事案11	8月下旬～9月上旬	児童A・B・C・D・H・Iに、対象児童が無視された。	A B C D H I
事案12	11月20日頃	児童AとCが対象児童のチック症状を馬鹿にした。	A C
事案13	2月1日	掃除時間に、対象児童が児童Aの机を雑巾がけしようとしたところ、児童Fが拭かせないようにした。児童BとCは児童Fに「よくやった」と言った。	B C F
事案14	2月2日	国語の授業中、児童Aが対象児童のチック症状を馬鹿にする発言をした。	A
事案15	11月～2月	児童AとCが、対象児童に悪口を言った。	A C
事案16	2月6日	児童Bの提案で、児童A・B・C・F・H・Lが対象児童に雪玉を当てた。	A B C F H L

なお、当該事案における対象児童の5・6年の欠席日数、当時の学級担任及び主幹教諭の指導記録、対象児童の保護者との面談を基に、重大事態に至ったと考えられるいじめの疑いのある出来事について、事実を把握できるよう整理をした。

【事案1～7 令和3年度 対象児童5年】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
授業日数	18	18	22	15	10	20	20	20	18	9	18	17	205
欠席日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8

事案1 事案2 事案3 事案4・5 事案6 事案7

<p>担任による指導</p> <p>対象児童の観察（表情や困り） 学級の子ども同士の関係の把握 （活動の様子・言動） 対象児童及びその保護者から訴え</p> <p>▼</p> <p>その都度、双方からの話を聞き、指導する 関係保護者に連絡を入れる</p>	<p>R4.3.3 教育相談（保護者・教頭）</p> <p>○今週より登校渋りが多い。 ○2学期から友達から嫌がらせをされる。 ○児童Eとは少し関係がよくなった。 ○児童B・C・Hに、何か言われたりされたりするかもと不安になる。 ○最近、児童Aに何か言われることが多い。 「対象児童って、○○だね」と聞こえるように言う。</p>
---	--

【事案8～16 令和4年度 対象児童6年】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
授業日数	17	19	21	16	8	20	20	20	17	10	19	15	202
欠席日数	5	2	2	5	4	17	8	2	2	3	4	4	58

事案8・9 事案10 事案11 事案12 事案15～ 事案13・14・16

<p>R4.4月当初から 登校渋りや欠席が続く状況 ①児童Eとのかかわり(事案8・9を含む)が5年生から続く。 ②事案にかかわる児童がA・B・C・E・Hと増えていく。 ③6月に児童Bが対象児童の保護者より注意を受ける。</p>	<p>R4.8.30 いじめ防止対策委員会 【事案11】 ①情報共有(家庭訪問) ②聴き取りの手順 (無視した行動、被害状況・動機や理由・改善指導) ③対象児童の保護者への対応 ④関係児童の保護者への対応 (個人懇談の連絡)</p>	<p>R5.2.6～7 いじめ防止対策委員会 【事案16】 ①情報共有(雪玉の件) ②聴き取りの手順 (事実確認・被害状況・改善指導・他の行為等) ③学級全体への指導 ④関係児童の保護者への対応 ⑤対象児童の保護者への対応</p>
---	--	---

第4部 調査の方針と方法、結果と事実認定及びいじめ認定

いじめの重大事態については、「法」及び「国の基本方針」、「ガイドライン」等により適切に対応する必要がある。

1 調査の方針

国の基本方針によれば、「事実関係を明確にするための調査の実施」とある。このことについて、国の基本方針には次の記述がある。

『「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

法第28条の調査を実りあるものにするためには、学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校の設置者又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。（「国の基本方針」から抜粋）

本調査は、上記「国の基本方針」に即して実施することとした。

なお、本調査を実施するに当たり、対象児童及びその保護者の気持ちに寄り添うとともに、当時の関係児童の言動や気持ち、教員の指導やかかわり方をありのままに理解しようと努め、なぜこのような事態が起きたのかを客観的に調査した上で、本件のような事態が再び起きることのないよう、時間をかけて丁寧に検証・議論することに努めた。

2 調査の方法

本調査は、過去のいじめアンケートの結果や当時の担任及び主幹教諭の指導記録を精査し、対象児童及びその保護者、関係教職員、関係児童及び周辺児童への面談聴取（電話・文書を含む）を依頼した。依頼した対象者及び聴取事案は、以下の通りである。

【面談聴取の対象者と経過】

○対象児童の保護者からの聴取

・令和5年4月18日

いじめによる不登校重大事態に関わる調査依頼の申立を受けた。

○関係教職員

当時の校長、当時の教頭、当時の主幹教諭、関係教職員（当時の5年及び6年担任5名）、
当時の養護教諭

令和5年9月19日

事案1～16について、関係教職員全員に聴き取りを行った。

令和6年7月11日

事案3～6について、5年担任をしていた教員に面談聴取を行った。

令和6年11月6日

事案に関わる保護者対応や事実経過について、当時の教頭に電話聴取を行った。

令和6年11月8・15日

事案に関わる保護者対応や事実経過について、当時の校長に電話及び面談聴取を行った。

令和6年11月21日

事案9～16について、6年担任をしていた教員に面談聴取を行った。

○対象児童

令和5年12月19日

事案1～16について、対象児童に面談聴取を行った。

面談聴取は、対象児童及びその保護者の了解を得るとともに、心理的な不安を増長させることがないように司法面接の手法を取り入れた方法で行った。

実際の面談聴取では、話しやすい内容から質問を始め、対象児童が話し始めたら誘導することなく、当時の感じていた嫌な気持ちや出来事について、答えを限定しない質問の仕方を工夫するとともに、対象児童が話しやすい雰囲気を作り出した。

なお、面談聴取の実施者は、可能な限り中立で客観的な立場を保つ人材が望ましいと考え、当時かかわりの無かった教頭、主幹教諭が担当した。

令和6年12月5・9日

事案6について、対象児童への電話による聴取を行った。

○関係児童

令和6年1月下旬～3月

事案1・2・6・7・8・9・10について、関係児童A・B・C・E・F・H及び保護者に面談聴取を依頼し、関係児童A・B・C・E・F・H及び保護者から面談聴取を辞退する申立を受けた。

辞退の申し出を受け、関係児童A・B・C・E・F・Hへの聴取方法の検討をした。

令和6年9月17日付（依頼文書送付）

関係児童A・B・C・E・F・H及び保護者へ文書聴取の依頼を行い、5家庭の関係児童及び保護者から了解を得た。

令和6年9月30日付（聴取文書送付）

事案1・2・6・7・8・9・10について、児童A・B・E・F・Hに文書聴取を行った。

なお、聴取文書は以下の形式（事案提示・選択及び記述方式）で行った。また、送付返送には特定記録郵便を利用した。

<p>〇〇 〇〇 さんの保護者様</p> <p>この度は、御協力いただけるとのこと、感謝いたします。〇〇さんに次の7つの事案についてお聞きしたいと考えておりました。可能な範囲で、回答をお願いいたします。</p> <p>なお、記載に当たりまして、3点、お願いがございます。</p> <p style="text-align: center;">～中略～</p> <p><以下、7つの事案です。></p> <p>(1) 5年生の4月頃、「髪型がおかしい」「太っている」「バイマックスみたい」と対象児童が言われて、嫌な思いをしていたという訴えがありました。覚えていることがあれば、教えてください。覚えていない・知らないということであれば、枠の中の上方（ ）に○を記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td><p>() 覚えていない。／知らない。</p><p>覚えていること・知っていることがあれば、下に記入してください。</p></td></tr></table> <p style="text-align: center;">～後略～</p>	<p>() 覚えていない。／知らない。</p> <p>覚えていること・知っていることがあれば、下に記入してください。</p>
<p>() 覚えていない。／知らない。</p> <p>覚えていること・知っていることがあれば、下に記入してください。</p>	

○周辺児童 児童P

令和6年11月6・11日

事案8について、周辺児童Pに電話聴取を行った。

3 調査結果と事実認定及びいじめ認定

【事案1】

5年生の令和3年5月頃

児童Aが対象児童に「髪型がおかしい。」「太っている。」と言った。

(令和5年4月18日付 対象児童の保護者による申立て)

ア 対象児童への聴き取り (R5.12.19実施)

「太っているとか、髪型が変だ」とか、児童Aに言われた。髪型の方は、「お父さんが切ってくれたのを馬鹿にしないで」と言った。太っているというのは、直接「太っている」と言われた訳じゃなく、「ラーメンとかそういう汁物のスープかなんかを飲んだら太るよ」みたいな、太るといふか「ベイマックスみたいになるよ。」と言われた。髪型について、どんなことを言われたのかは思い出せない。

イ 担任・教頭への聴き取り (R5.9.19実施)

担任は、令和3年4月22日まで対象児童が在籍する学級を担当していた。対象児童は穏やかで、休み時間など3、4人で消しゴム遊びをしてにこにこしていた。事案1について対象児童から相談はなく、他にトラブルは無かった。

また、令和3年4月23日以降、2週間補欠として学級を担当した担任外教諭、その後代替教員として担任配置された教諭のいずれも、事案1について対象児童からの相談は無かった。

ウ 関係児童Aへの聴き取り (R6.10.15文書による調査)

事案1について、児童Aは「覚えていない」と文書で回答し、ベイマックスという呼称について「児童Nがベイマックスみたいというようなことを言っていた気がする。」と文書で回答している。

エ 周辺児童への聴き取り (R4.6.21事案10に関わる聴き取り)

事案10に関する関係児童の聴き取りの中で、児童Eが「児童Aと児童Nが対象児童をベイマックスと呼び、陰口を言っていた。」と回答している。

また、児童Fは、令和6年10月8日の文書による調査で「ベイマックスみたい」という言動を聞いたことがあると回答している。

□結論

事案1のうち、次の事実を認定し、同事実を「いじめ」と認定する。

【認定した事実】

児童A及び児童Nが、5年生の令和3年5月頃、対象児童に対し、(対象児童の体型を馬鹿にする趣旨で)「ベイマックスみたい」等と言ったこと

【理由】

児童Aが対象児童に対し、「ベイマックスみたい」等と言ったことへの申立てに関し、児童Aの文書調査による回答があり、児童Aは「覚えていない」と文書で回答している。

しかし、児童Eの回答によって、児童Aに加えて周辺児童Nが対象児童を「ベイマックス」と呼んでいたことが明らかとなり、対象児童の申立てとおおむね同様であった。

なお、児童Nについては、児童Aが文書による回答において児童Nが対象児童に対し「ベイマックス」と呼んでいた旨を回答していることから、児童Eの回答と同様に児童A及び児童Nが同発言をしていたことがおおむね認められる。

そのため、対象児童の申立てのうち、児童Aに加えて児童Nが、5年生の令和3年5月頃、対象児童に対し、(対象児童の体型を馬鹿にする趣旨で)「ベイマックスみたい」と言った事実を認定することができる。

なお、児童Eが児童Aと児童Nが(対象児童の)「陰口を言っていた」と回答していることから、児童A及び児童Nが対象児童に対し「ベイマックスみたい」等と言った点に関し、対象児童の体型を馬鹿にする趣旨であったと認定した。

一方、児童Aが対象児童に「髪型がおかしい」と言ったことに関しては、対象児童の回答があるものの、同回答に関する目撃に関する回答が無く、被害直後における教員への被害事実の申告もない。

そのため、対象児童の回答と同様の他の回答や事実が把握できないことから、児童Aが対象児童に対し「髪型がおかしい」と言った申立てについては、同事実についての「いじめ」が存在したと認定することができなかった。

【事案2】

5年生の令和3年6月頃

対象児童が児童Aになわ跳びを教えていたところ、児童Bが対象児童に対し、「児童Aは別に教えてほしくないだろう。対象児童に教えられて、うざいと思っているよ。」と言った。

(令和5年4月18日付 対象児童の保護者による申立て)

ア 対象児童への聴き取り (R5.12.19 実施)

なわ跳びを児童Aに教えていた。その時に、児童BとCが自分(対象児童)に「児童Aの気持ちって、うざいとか思っているよ」と言われて、児童Aは何も言っていないで、ちょっと悲しくなって、その場を離れた。

イ 担任への聴き取り (R5.9.19 実施)

体育では、なわ跳びに限らず他の運動でもペアや小グループで教え合う場面はよく設定される。対象児童が児童Aに教える場面も普通に行われる場面である。しかしながら、対象児童から教員への被害事実の申告は無かった。

ウ 関係児童への聴き取り (R6.10.10 文書による調査)

事案2について、児童Bは「覚えていない」と回答している。児童Cは、保護者より文書調査への辞退の申し出があり、児童Cへの文書による調査は行っていない。

エ 周辺児童への聴き取り（R 6. 10. 10 文書による調査）

児童Aは「覚えていない」及び関係児童E・Fも「知らない・覚えていない」と文書で回答しており、事実を確認できる回答は得られなかった。

□結論

事案2については、本校が調査した限りでは「いじめ」と認定することができなかった。

【理由】

本校教頭による聴き取りにおける対象児童の回答は、その場面や言動において、具体的である。

しかし、本校が調査した限りでは、関係児童である児童B、Cからは当該事実を認める回答は得られておらず、同様に対象児童の回答と同じ趣旨の周辺児童の目撃に関する回答も得られていない。

また、被害直後における教員への被害事実の申告もなく、対象児童の申立てを裏付ける事実の存在を確認できなかった。

【事案3】

5年生の令和3年7月頃

休み時間にサッカーをしている時、児童Bが対象児童に「なんで変なところにボールを蹴るの。」と言った。

（令和5年4月18日付 対象児童の保護者による申立て）

ア 対象児童への聴き取り（R 5. 12. 19 実施）

サッカーの試合中に「なんで変なところに蹴るの」と言われた。その時は悲しくなったことを覚えている。言った人はちょっと覚えていない。

イ 担任への聴き取り（R 5. 9. 19 実施）

学級の男子は休み時間によくサッカーをしていた。対象児童もサッカーに参加し、休み時間を過ごしていた。

そんな中、対象児童が暗い顔をして教室に帰って来たことがあり、「どうしたの?」と聞くと、「遊びがうまくいかなくなり悲しくなって戻ってきた」との話があり、サッカーの出来事を把握した。

サッカーから戻ってきた児童B・C・D・F・Lに聴き取りを行い、被害事実の申告の通り、事実であることを確認した。

なお、担任は対象児童及び関係児童の保護者に事案の連絡はしていない。

ウ 被害申告直後の担任による関係児童への聴き取り

サッカーをしている時、児童Bは対象児童に「なんで変なところに蹴るの」という発言をしたことを自認した。

エ 被害申告直後の担任による周辺児童への聴き取り

児童C・D・F・Lは、児童Bが対象児童に「なんで変なところに蹴るの」と言ったり、対象児童

がサッカーをやめたりした様子を目撃していた。児童C・D・F・Lは、そのままサッカーをしていた。

□結論

事案3については「いじめ」と認定する。

但し、児童Bが対象児童に対し「なんで変なところにボールを蹴るの。」と言ったことに関し、児童Bに積極的に対象児童を傷つける意図があったことは認定することができなかった。

【理由】

本校教頭による令和5年12月19日の対象児童の聴き取り調査において、対象児童は「言った人を覚えていない」と発言しているものの、被害直後である休み時間に教員に対し被害事実の申告をしているため、被害事実が存在したことが明らかである。

また、本事案に関する関係児童である児童B及び周辺児童であるC・D・F・Lも、被害当日の教員の聴き取りにおいて事案3の事実があったことを認めている。

そのため、対象児童の申立ては児童Bの自認、周辺児童の目撃に関する回答と一致していることから信用できる。

従って、事案3については対象児童の申立てのとおり的事実が存在し、同事実について「いじめ」の事実を認定することができる。

なお、児童Bが対象児童に対し「なんで変なところにボールを蹴るの。」と言ったことに関し、児童Bに積極的に対象児童を傷つける意図があったことについては、当該文言自体に加害性はないこと、周辺児童からも同発言に関し、積極的に対象児童を傷つける意図があったことを伺わせる回答は得られなかったことから認定することができなかった。

【事案4】

5年生の令和3年9月頃

休み時間に鬼ごっこをしている時、児童BとCが対象児童だけを捕まえて「鬼」にするようにした。

(令和5年4月18日付 対象児童の保護者による申立て)

ア 対象児童への聴き取り (R5.12.19 実施)

ちょっと覚えてない。

イ 担任への聴き取り (R5.9.19 実施)

休み時間を終えて、対象児童が元気なく戻ってきたため、事情を聴いた。すると、鬼ごっこをしているとき、児童BとCが自分(対象児童)だけを捕まえてきて楽しくなかったことを把握した。

その後、児童BとCに聴き取りを行ったところ、鬼ごっこの作戦の一つで対象児童だけを狙って捕まえたことを認めた。

なお、担任は対象児童及び関係児童の保護者に事案の連絡はしていない。

ウ 被害申告直後の担任による関係児童への聴き取り

担任からの聴き取りに、児童BとCは対象児童を狙って捕まえたことを自認している。また、「協力して追い込む集中狙いの作戦で、鬼ごっこの作戦だった。」と言い、遊びの一つだったと主張する。

□結論

事案4については「いじめ」と認定する。

【理由】

本校教頭による令和5年12月19日の対象児童の聴き取り調査において、対象児童は「ちょっと覚えていない」と発言しているものの、対象児童は被害直後である休み時間に教員に対し被害事実の申告をしているため、被害事実が存在したことは明らかである。

一方で、事案4に関する関係児童である関係児童BとCも、被害当日の教員の聴き取りにおいて事案4の事実（対象児童を狙って捕まえていたこと）を認めている。

そのため、対象児童の申立ては児童B及び児童Cの自認と一致していることから信用できる。

従って、事案4については対象児童の申立てのとおり的事実が存在し、同事実について「いじめ」の事実を認定することができる。

【事案5】

5年生の令和3年10月頃

下校時、児童D・E・Fが、対象児童を児童Dと一緒に帰れないようにした。

(令和5年4月18日付 対象児童の保護者による申立て)

ア 対象児童への聴き取り（R5.12.19実施）

休み時間、自分の家の近くに引っ越してきた児童Dに対し、自分から「一緒に帰ろう」と言って、児童Dも「いいよ」と約束してくれた。

帰る時に、何人かが「児童Dは帰ったよ」と言ってきて、自分を帰そうとした。仕方なく帰ろうとしたら児童Dが隠れているのを見付けて、「うそだったんだ。もう一人で帰る。」と言って、怒りながら帰ったことを覚えている。

イ 担任への聴き取り（R5.9.19実施）

後日、事案5を目撃していた児童Gから「児童Dと一緒に帰りたがっていた対象児童に対し、児童E・Fが邪魔をしていた」という報告が担任にあった。児童D・E・Fは、聴き取りにおいて一緒に帰らないようにした行為を認めた。

なお、対象児童の保護者、関係児童の保護者に事実関係を連絡している。

ウ 児童Gからの報告後、担任による関係児童への聴き取り

下校時に対象児童と一緒に帰らないようにするために、児童Dは隠れたりしたことを認め、児童E・Fは対象児童に「児童Dは先に帰った」と嘘を言ったことを認める。

エ 周辺児童の目撃に関する回答（事案発生翌日の担任への報告）

事案5の様子を目撃していた児童Gは、「児童Dと一緒に帰りたがっていた対象児童を、児童E・Fが邪魔をしていた。」と担任に報告する。

□結論

事案5については「いじめ」と認定する。

【理由】

本校教頭による令和5年12月19日の対象児童の聴取り調査における対象児童の回答は具体的な回答であった。

また、被害場面を目撃していた周辺児童Gの回答が存在する。

さらに、事案5に関する関係児童である児童D・E・Fも、教員による聴き取りにおいて事案5の事実（対象児童が児童Dと一緒に帰れないようにしたこと）を認めている。

そのため、対象児童の申立ては関係児童である児童D・E・Fの自認及び周辺児童である児童Gの回答と一致していることから信用できる。

従って、事案5については対象児童の申立てのとおり的事実が存在し、同事実について「いじめ」の事実を認定することができる。

【事案6】

5年生の令和3年11月頃

宿泊学習では嫌なことがあった。帰ってきたら暗い表情だった。

（令和5年4月18日付 対象児童の保護者による申立て）

ア 対象児童への聴き取り

① 宿泊学習のことは途中までしか覚えていない。からかわれたり、仲間外れにされたりしたことは覚えていない。宿泊学習から帰ってきた時、お母さんに「仲間外れにされそうになったんだ」と言ったことを覚えている。宿泊学習には不安とか嫌な思いしか残っていない。

（R5.12.19実施）

② 班決めをする時に、児童Bから「なんでお前が勝手に決めるの？」と言われて、何も言えなかったことがあった。

（R6.12.5電話による実施）

③ 帰りのバスレクで、自分が知っている曲が流れてきたので口ずさんでいたら、前の座席に座っていた児童Cが「うるせえ」と言ってきた。

（R6.12.9電話による実施）

イ 担任への聴き取り（R5.9.19実施）

宿泊学習の前、対象児童が児童Bと仲良くしようと思わろうとしたところ、それを見ていた児童Cが対象児童を仲間外れにしようとしたことがあった。その様子を目撃していた担任は対象児童と児童B・Cから事情を聴き取り、互いに協力して活動するよう指導した。対象児童と関係児童の保護者にも報告した。

宿泊学習実施中、対象児童は活動にしっかりと参加し、教員への被害事実の申告は無かった。

ウ 関係児童への聴き取り（R 6. 10. 10 文書による調査）

事案6について、児童Bは「覚えていない」と文書で回答し、児童Cは、保護者より文書調査への辞退の申し出があり、児童Cへの文書による調査は行っていない。

エ 周辺児童への聴き取り（R 6. 10. 10 文書による調査）

事案6について、関係児童A・E・Fは「知らない」と文書で回答しており、事実を確認できる回答は得られなかった。

□結論

事案6については、本校が調査した限りでは「いじめ」と認定することができなかった。

【理由】

本校教頭による令和5年12月19日の面談による聴き取り調査及び令和6年12月5日、同年12月9日の電話による聴き取り調査における対象児童の回答は、宿泊学習で嫌なことがあったことに関する具体的な回答であった。また、対象児童の「途中でしか覚えていない」という発言も、嫌な体験をした際の反応の一つである可能性がある。

しかし、本校教員による関係児童である児童B及び児童Cに対する聴き取りにおいては同児童らから事案6に関し自認する回答は得られなかった。

同様に、本校教員による周辺児童の聴き取りにおいても事案6に関することを目撃したという回答は得られなかった。

【事案7】

5年生の令和4年2月下旬

休み時間に児童Eがわざとぶつかってきた。

（令和5年4月18日付 対象児童の保護者による申立て）

ア 対象児童への聴き取り（R 5. 12. 19 実施）

覚えていない。ぶつかられて保健室に行ったことも覚えていない。保健室にはチックの発作が出た時に行った。児童Dと、覚えていないがもう一人ぐらい誰かが、心配して様子を見に來たり給食を運んでくれたりしたことを覚えている。

イ 担任への聴き取り（R 5. 9. 19 実施）

対象児童から児童Eがぶつかってきたという被害申告は無かった。

ウ 関係児童への聴き取り（R 6. 9. 27 文書による調査）

事案7について、児童Eは「覚えていない」と文書で回答している。

□結論

事案7については、本校が調査した限りでは「いじめ」と認定することができなかった。

【理由】

本校教頭による令和5年12月19日の面談による聴き取り調査において、対象児童は事案7に関し「覚えていない」と回答しているため、具体的な回答は得られていない。

また、被害直後における教員への被害事実の申告もなく、対象児童の申立てを明らかにする事実の存在を確認できなかった。

さらに、本校が調査した限りでは、関係児童である児童E自身からは、事案7の事実を認める回答は得られておらず、同様に対象児童の回答を明らかにする周辺児童の目撃に関する回答も得られていない。

本校では、当時も含め日頃から、児童同士の接触事故等により痛みや怪我があった場合、直ちに保健室に行くように児童らに対し指導していたことから、仮に対象児童が接触事故により痛みや怪我を負っていたとすれば、対象児童は保健室に来室している可能性が高いが、被害を受けたとされる時期において接触事故による対象児童の保健室への来室記録は無かった。

この点でも、対象児童の申立て、回答を裏付ける証拠を確認することはできなかった。

【事案8】

6年生の令和4年4月頃

対象児童と仲の良かった隣のクラスの児童Pに、児童Eが「対象児童と一緒にいない方がいいよ。」と言った。

(令和5年4月18日付 対象児童の保護者による申立て)

ア 対象児童への聴き取り（R5.12.19実施）

その場面は覚えている。「一緒にいない方がいいよ。」と言った人は分からない。その時は、友達を減らされるかもという恐怖心と怒りというか、そんな気持ちがあった。それに対して何か言ったと思うけど、何を言ったか覚えていない。

イ 担任への聴き取り（R5.9.19実施）

対象児童から事案8に関わる相談がなく、被害事実の申告もない。

ウ 関係児童への聴き取り（R5.9.27文書による調査）

事案8について、児童Eは「覚えていない」と回答している。

エ 周辺児童への聴き取り（R6.11.6・11電話による聴き取り）

児童P：児童Eに「対象児童と一緒にいない方がいいよ」って、言われたような気がする。ちょっとふざけた感じで言っていたと思う。その時は、どうしてそんなことを言うのかなと思った。

□結論

事案8については「いじめ」と認定する。

【理由】

本校教頭による令和5年12月19日の対象児童の聴き取り調査において、対象児童は「一緒にいない方がいいよ」と言われた場面及びその時の心情を記憶しているものの、誰の言動か覚えていない旨を回答している。

一方、本校教員による事案8に関する文書による聴き取りにおいて、児童Eは「覚えていない」と文書で回答している。

この点、本校教頭による事案8に関する電話による聴き取りにおいて、周辺児童である児童Pは、「(対象児童、児童E、児童Pがいる場で)児童Eに「対象児童と一緒にいない方がいいよ」って、言われたような気がする」と電話で回答している。

なお、同電話による回答は、本校教頭は事案8の事実の内容を告げずに、対象児童が児童Eから嫌なことをされていなかったかと質問したところ得られたものであり、誘導によるものではない。

そのため、対象児童の申立ては周辺児童である児童Pの回答と一致していることから信用できる。

従って、事案8については対象児童の申立てのとおり的事実が存在し、同事実について「いじめ」の事実を認定することができる。

【事案9】

6年生の令和4年4月14日

体育の授業中、児童Eにからかわれた。

(令和5年4月18日付 対象児童の保護者による申立て)

ア 対象児童への聴き取り (R5.12.19実施)

体育の時にからかわれたという記憶はない。何か言われたこともあまりない。何か言われた気もするけれど、記憶にない。

イ 6年担任への聴き取り (R5.9.19実施)

令和4年4月14日当日、対象児童の担任は不在で、担任外の教員が補欠に入っている。6時間目は学年合同体育となり、他のクラスの担任A・Bと担任外の教員の3名体制で授業を行った。

給食後、対象児童は気持ちが悪いと訴え、保健室で過ごしている。その際、特に嫌なことがあったという相談は無い。5時間目終了後、担任外の教員が対象児童に「6時間目体育だけど、参加しないかい？」と声を掛け、対象児童は体育に参加する。体育では、対象児童は児童Eの前の位置で授業を受けていた。

6年担任A：並んでいるときに、何かあったと認識しているが、何があったかまで把握していない。

6年担任B：当時、6年生の児童の間ではいつももめ事が起きてばかりだった。児童Eは対象児童も含め、多くの児童にちょっかいを出しているため、子ども同士のもめ事を防ぐかわりとして、児童Eの傍に教員が付くこともあった。

授業後も、対象児童から6年担任に児童Eにからかわれたという相談は無かった。

ウ 関係児童への聴き取り（R6.9.27 文書による調査）

事案9について、児童Eは「知らない」と回答している。

エ 周辺児童への聴き取り（R6.10.10 文書による調査）

事案9について、関係児童A・B・H・Fは「知らない」と文書で回答しており、本校の全児童を対象とした悩みやいじめアンケート（令和4年5月実施）でも該当する回答や記述は無く、事実を確認できる回答は得られなかった。

□結論

事案9については、本校が調査した限りでは「いじめ」と認定することができなかった。

【理由】

本校教頭による令和5年12月19日の面談による聴き取り調査において、対象児童は事案9に関し「体育の時にからかわれたという記憶はない」等と回答しているため、具体的な回答は得られていない。

一方、被害があったとされる令和5年4月14日の翌日、4月15日午後、対象児童の保護者が本校教頭に「児童Eにちょっかいをかけられて、対象児童の心が折れた」旨の相談電話をしていることから、対象児童は被害発生当日、保護者に対し被害申告をしたものといえる。

しかし、本校が調査した限りでは、関係児童である児童Eからは、事案9の事実を認める回答は得られておらず、同様に対象児童の申立てを明らかにする周辺児童の目撃に関する回答及び対象児童の申立てを明らかにするその他の証拠も得られてない。

【事案10】

6年生の令和4年6月

児童B・E・Hに悪口を言われた。

（令和5年4月18日付 対象児童の保護者による申立て）

ア 対象児童への聴き取り（R5.12.19 実施）

児童Aと児童C、もう一人児童BかEのどっちかに、悪口というか陰口を言われた。その時はとても悲しい気持ちと怒りがあった。

イ 前教頭・担任への聴き取り（R5.9.19 実施）

令和4年6月20日、対象児童の保護者に直接注意された児童Bの保護者から、担任に問い合わせがあった。翌21日、事案10にかかわる内容を把握するために、直接注意された児童B並びに関係児童E・H及び対象児童とかかわりのある周辺児童Oに聴き取りを行った。

ウ 関係児童への聴き取り（R4.6.21 実施）

児童B：対象児童が児童Dに「児童Bにいじめられている」と相談していることを聞き、既に解決

済みのことを掘り返してくるので腹が立って無視していた。児童A・Cも対象児童のことを「うざい」と陰口を言っていた。

児童E：5年の冬に対象児童とトラブルになった。4月の初めに、校門のところで対象児童の保護者に注意されてからはしていない。児童Aは対象児童のことを「ベイマックス」と陰で呼んでいた。

児童H：対象児童がちょっかいを出してくる。何もしてないのに叩いたり、席の横を通るだけで突かれたりする。やり返したら、「やめて、やめて」と言ってくる。児童A・Cと3人で「対象児童がみんなに変なことをしている。ちょっかい、いやだよね。」と陰口を言っていた。

エ 周辺児童への聴き取り（R4.6.21実施）

児童O：児童Bは対象児童のことをよく思っていない。対象児童と会話をすることはするが、会話をふくらませることはしない。

児童Eは対象児童が保健室に行っているとき、「また保健室に行っているね。自分、何もしていないよね？」と言っていた。

□結論

事案10に関し、次の事実を認定し、同事実を「いじめ」と認定する。

【認定した事実】

- ① 児童A、児童C及び児童Hが、6年生の令和4年6月、対象児童に対し、悪口又は陰口を言ったこと。
- ② 児童Bが、6年生の令和4年6月、対象児童を無視していたこと。

【理由】

本校教頭による令和5年12月19日の対象児童の聴き取り調査において、対象児童は、「児童AとC、もう一人児童BかEのどっちかに、悪口というか陰口を言われた。」と回答している。

この点、事案10に関する関係児童である児童A、児童C及び児童Hについては令和4年6月21日の本校教員による聴き取りにおいて、児童Hが3名で陰口を言っていたことを認めている。

同様に児童Eは、児童Aが対象児童の陰口を言っていたことを回答している。

よって、児童A、児童C及び児童Hについては、対象児童の申立ては関係児童自身の自認、周辺児童の回答と一致しており、事案10に関する行為をしたと認められる。

なお、児童B、児童Eについては、悪口、陰口に関し、関係児童自身の自認、周辺児童の回答もなく、対象児童の申立てを明らかにする回答、事実は確認できなかった。そのため、両名については、対象児童に対し悪口、陰口を言ったという事実が存在したと認定することはできなかった。一方で、児童Bは、対象児童を無視したことを認めているため、無視をしたことは事実として認められる。

そのため、事案10については、上記事実の限度で事実が存在し、同事実について「いじめ」の事実を認定することができる。

【事案 11】

6年生の令和4年8月下旬～9月上旬

児童A・B・C・D・H・Iに無視された。

(令和5年4月18日付 対象児童の保護者による申立て)

ア 対象児童への聴き取り (R5.12.19実施)

無視していたのは、児童A・B・C・F・H・I・L。児童AとCに「何で無視するの」と言ったら、無視して他の友達のところに行った。無視されて悲しい気持ちだった。

イ 担任・主幹教諭への聴取り (R5.9.19実施)

令和4年8月29日、対象児童の保護者から担任に「夏休みの終わりごろからチックの症状が激しくなった。2学期早々、学校で無視され、仲間外れにされるいじめに遭っている。いじめが改善されない限り、登校させられない。」と相談があり、翌30日に担任及び主幹教諭で対象児童宅を家庭訪問し、事案11を把握する。令和4年8月31日から関係児童及び周辺児童への聴き取りを行った。

ウ 担任・主幹教諭による関係児童への聴き取り (R4.8.31～9.1実施)

児童A：対象児童から話しかけられたら話すが、ほとんど話すことはない。話しかけられるのは学習に関することで、「ここはこうだよ」と普通に返している。

児童B：自分から話かけることはない。無視はしていないが素っ気ないかもしれない。

児童C：自分から話しかけることはない。注意されたことがあって、近づかないようにしている。

児童D：話しかけられたら普通に話す。自分からはほとんど話さない。

児童H：急にたたかれたとき、「何でたたくの？」って聞いたらリズムがいいからと言ったので、それから話していない。でも気まずい気持ち。

児童I：先週、急に「大丈夫？がんばれ」と言われることがよくあって、嫌だった。自分から話しかけない。話しかけられたら普通に返している。

エ 担任・主幹教諭による周辺児童への聴き取り (R4.9.1～2実施)

児童J：関係はよいけど、この前のけんかの時「嘘つくな！」と言ってしまって話しかけにくい。

児童K：明るくていい子だと思っている。でも陰口を叩かれていて、どうしてかな？と心配している。

児童M：夏休み明けはひとりぼっちだったかも。でも、児童IやNと遊んで仲良くしていることもあった。

□結論

事案 11 に関し、次の事実を認定し、同事実を「いじめ」と認定する。

【認定した事実】

児童 A、B、C、D、H、I 等の複数の児童が、令和 4 年 8 月下旬から同年 9 月上旬頃まで、対象児童と積極的に関わることを避け、距離を置いていたこと。

但し、本校が調査した限りでは、同児童らが、同時期頃、対象児童を無視していたことを認めることはできなかった。

【理由】

本校教頭による令和 5 年 12 月 19 日の対象児童の聴き取り調査において、対象児童は、「児童 A、児童 B、児童 C、児童 F、児童 H、児童 I、児童 L に無視された」旨を回答している。

この点、事案 11 に関する関係児童である児童 A、児童 B、児童 C、児童 D、児童 H 及び児童 I は、令和 4 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までに実施された本校教員による聴き取りにおいて、無視した事実は認めていないものの、いずれも積極的に関わることを避け、距離を取っていたことを回答している。

また、周辺児童である児童 J、児童 K 及び児童 M も、令和 4 年 9 月 1 日から同年 9 月 2 日までに実施された本校教員による聴き取りにおいて、対象児童が孤立傾向にあったことを回答している。

そのため、事案 11 については、児童 A、児童 B、児童 C、児童 D、児童 H 及び児童 I 等複数の児童は対象児童と積極的に関わることを避け、距離を取っていたところまでの事実が存在し、同事実について「いじめ」の事実を認定することができる。

但し、無視をしたとの申立てについては、本校が調査した限りではその事実を示す明確な回答がなく、事実として認定することができなかった。

【事案 12】

6 年生の令和 4 年 11 月 20 日頃

児童 A・C が対象児童のチック症状を馬鹿にした。

(令和 5 年 4 月 18 日付 対象児童の保護者による申立て)

ア 対象児童への聴き取り (R 5. 12. 19 実施)

授業はたぶん道徳の時間。病気についての授業をしていたはずで、その時に児童 C が「チックって病気？」って言っていて、児童 A は保健じゃないけど・・・、授業じゃなくて休み時間にチックの症状が出た時に、「チックしょう！」みたいなことを言っていた。「ちくしょう」と「チック症」が似ていてダジャレみたいにしていた。

イ アンケート内容に関する聴き取り (R 4. 11 月 実施)

令和 4 年 11 月に実施された「悩みやいじめに関するアンケート」の対象児童の聴き取り内容に、児童 A に睨まれたり、チックを侮辱された気分になったりしたという記録が残っている。

ウ 担任への聴き取り（R5.9.19実施）

令和4年11月20日頃の保健「病気の予防・ストレスと病気」の授業で、児童Aが「チックって、病気なの？」と質問してきたので、「それは違うよ。」と言って授業を進めた。

この時、児童Aは対象児童にチック症状があることを知っているか分からなかったため、対象児童の保護者にも話していない。

後日、事案16の聴取りの中で、対象児童をねらった発言であることが分かった。

エ 関係児童への聴き取り

当時、授業をしていた担任は対象児童のチック症状を馬鹿にした発言でなく、チックが病気に類するか否かの質問と判断し、事案12についての聴き取りを実施していない。

その後、令和5年2月2日の国語の授業で「チック」に関する発言（事案14）があり、児童Aに聴き取りを行った。（R5.2.2実施）

児童A：保健の授業の時は、病気の予防でタバコを吸うと、チックになるのかなと疑問に思っ、しゃべっただけ。対象児童がいる中でしゃべったので、「まずいなあ。だいぶ傷つくだろうな。」と思った。

なお、授業をしていた担任は、授業中の児童Cの「チック」と発言した事実を把握していないため、児童Cに対しての聴き取りは実施していない。

オ 周辺児童への聴き取り（R5.2.7事案16の聴き取りにおいて）

児童B：児童Aが国語と保健の授業の時にチックを馬鹿にするようなことを言っていて、それはよくないと思った。

児童E：児童Aがチックのことを言うのは、やばいと思っていた。

□結論

事案12に関し、次の事実を認定し、同事実を「いじめ」と認定する。

認定した事実

児童Aが、6年生の令和4年11月20日頃の保健の授業中、「チックって、病気なの？」と発言し、対象児童が有するチック症状を馬鹿にしたこと。

【理由】

本校教頭による令和5年12月19日の対象児童の聴き取り調査において、対象児童は、「児童Cがチックって病気？って言っていて」と回答している。

この点、対象児童は同授業を道徳と回答しているものの、当該授業を担当していた教員（担任）によると、当該授業は、保健体育の授業であったことが判明している。

また、同教員は、令和5年9月19日の本校教頭による聴き取りに対し、「チックって、病気なの？」と発言したのは児童Cではなく児童Aである旨を回答している。

この点、事案 12 に関する関係児童である児童 A は、令和 5 年 2 月 2 日の本校教員による聴き取りにおいて、「病気の予防でタバコを吸うと、チックになるのかなと疑問に思って、しゃべっただけ。」と回答しつつも、対象児童のいる前であったため、対象児童が「だいぶ傷つくだろうな」と思ったとも回答している。

同様に児童 B、児童 E は、児童 A がチックに関する発言をしたことについて回答しており、両名とも「馬鹿にするような」、「やばい」と感じており、周囲の児童は単なる疑問で言ったとは受け止めていなかったことが分かる。

そのため、事案 12 に関する対象児童の申立ては、担当教員の回答、関係児童である児童 A の自認、周辺児童の回答と重要な部分で一致しており、児童 A が認定した限度で事案 12 に関する行為をしたと認められる。

一方で、児童 A は、病気に関する疑問を呈しただけとの回答をしているが対象児童のみならず周囲の児童も疑問を呈しただけとは受け止めていなかったことから、児童 A の回答は馬鹿にする意図があったと認定した。

そのため、事案 12 については、上記事実の限度で事実が存在し、同事実について「いじめ」の事実を認定することができる。

なお、児童 C については、本校が調査した限りでは、児童 C がチック症状を馬鹿にしたことを示す回答、事実がなく、事実と認めることができなかった。

【事案 13】

6 年生の令和 5 年 2 月 1 日

掃除時間に、対象児童が児童 A の机を雑巾がけしようとしたところ、児童 F が拭かせないようにした。児童 B・C が児童 F に「よくやった」と言った。

(令和 5 年 4 月 18 日付 対象児童の保護者による申立て)

ア 対象児童への聴き取り (R 5. 12. 19 実施)

具体的に覚えていないが、自分が児童 A の机を雑巾がけしようとしたら、遠くのところで机を拭いていた児童 C が「そこやらないで」と言って、その机を拭きにきた。その時は、言い返してはいないけれど、疑問っていうか、自分が雑巾がけした方が早く終わるというか面倒くさくないのに、なぜ、児童 C がする必要があったのか、自分を悪者扱いというか汚いものみたいに思われている気がした。

イ 担任・主幹教諭への聴き取り (R 5. 9. 19 実施)

事案 16 の関係児童の聴き取り (R 5. 2. 6 実施) を行った翌日以降、事案 16 以外で対象児童に対して行ってきた行為について、関係児童 A・B・C・D・E から話を聞いた。

その中で、児童 A と児童 B から対象児童との接触を避ける、対象児童に物等を触られないようにする等の行為についての回答を得た。

ウ 関係児童への聴き取り (R 5. 2. 7 実施)

児童 B : 対象児童が児童 A の机を拭こうとしたとき、児童 F が拭かせないようにした。児童 H はラ

ンドセルを触られた時、「うわっ」と声を上げていた。

児童A：並ぶとき、対象児童が後ろにいるのが嫌で、児童Eを呼んで自分と対象児童の間に入れるようにしていた。対象児童に自分の机を拭かれた時などは、児童Cと「対象児童がお前の机拭いていたよ」「げっ、拭かれた」「最悪、いやだね」と言ったりしていた。

□結論

事案13に関し、次の事実を認定し、同事実を「いじめ」と認定する。

対象児童が、6年生の令和5年2月1日の掃除時間中、児童Aの机を雑巾がけしようとしたところ、児童Fが児童Aの机を拭かせないようにしたこと。

【理由】

本校教頭による令和5年12月19日の対象児童の聴き取り調査において、対象児童は、「自分が児童Aの机を雑巾がけしようとしたら、遠くのところで机を拭いていた児童Cが“そこやらないで”と言って、その机を拭きにきた。」と回答している。

事案13に関する関係児童であるBは、令和5年2月7日の本校教員による聴き取りにおいて、児童Fが、対象児童が児童Aの机を拭かせないようにしたことを回答している。

そのため、児童Fについては、対象児童の申立ては関係児童の回答と一致しており、事案13に関する行為をしたと認められる。

一方で、児童B及び児童Cが児童Fの行為に対して「よくやった」と言ったことについては、関係児童自身の自認、周辺児童の回答もなく、対象児童の申立てを明らかにする回答、事実の確認できなかった。そのため、本校が調査した限りでは、両名については、「よくやった」と言った事実が存在したと認定することはできなかった。

【事案14】

6年生の令和5年2月2日

国語の授業中、児童Aが対象児童のチック症状を馬鹿にする発言をした。

(令和5年4月18日付 対象児童の保護者による申立て)

ア 対象児童への聴き取り (R5.12.19実施)

チックを国語の時間に馬鹿にされたという記憶はない。

イ 担任への聴き取り (R5.9.19実施)

国語の授業をしていた時、児童Aが「チック」という言葉を発言した。児童Aの「チック」に関する発言は2回目だった。対象児童を含め、学級の児童がいる中での発言であったため、児童Aに対し聴き取りを行い、対象児童及び児童Aの保護者に連絡した。

ウ 関係児童への聴き取り (R5.2.2実施)

児童A：自分のスマホでチック症の人が配信しているティックトック動画がすごい有名になっているので、隣の席の友達にその動画を紹介する時に「チック」と言ってしまった。対象児童をねらって「チック」と言ったものではない。

エ 周辺児童への聴き取り（R5.2.7実施）

児童B：児童Aが国語と保健の時にチックを馬鹿にするようなことを言っていて、それはよくないと思った。

児童D：児童Aが国語の時に対象児童のチックを馬鹿にする発言を聞いて、わざとだと思った。やばいなと思った。

□結論

事案14については「いじめ」と認定する。

【理由】

本校教頭による令和5年12月19日の対象児童の聴き取り調査において、対象児童は、「チックを国語の時間に馬鹿にされたという記憶はない」と回答している。

また、当該国語の授業を担当していた教員（担任）は、令和5年9月19日の本校教頭による聴き取りに対し、「児童Aが「チック」という言葉を発言した。児童Aの「チック」に関する発言は2回目だった」旨を回答している。

同様に事案14に関する周辺児童である児童B、児童Dは、令和5年2月7日の本校教員による聴き取りにおいて、「児童Aがチックに関する発言をした」と回答しており、「よくない」、「やばい」という感想をもっている。

この点、事案14に関する関係児童である児童Aは、令和5年2月2日の本校教員による聴き取りにおいて、「対象児童をねらって「チック」と言ったものではない」と回答している。

しかし、事案14の発言は、事案12に続き2回目の発言であり、かつ、同発言を聞いていた児童B及び児童Dの両名とも「よくない」、「やばい」と感じており、特に児童Dにおいては、同発言がわざとであり、対象児童のチック症状を馬鹿にするものと受け止めている。

このことから、周囲の児童は、児童Aがチック症状を有する対象児童に向かって発言したと受け止めていることが分かる。

そのため、事案14に関する保護者の申立ては、担当教員の回答、関係児童である児童A自身の一部の自認、周辺児童の回答と重要な部分で一致しており、事案14については対象児童の保護者の申立てのとおり的事実が存在し、同事実について「いじめ」の事実を認定することができる。

【事案15】

6年生の令和4年11月～令和5年2月

児童A・Cが当該児童に悪口を言った。

（令和5年4月18日付 対象児童の保護者による申立て）

ア 対象児童への聴き取り（R5.12.19実施）

3～5回「かす」って、結構言われた。二人ぐらいから何回か言われた。その時は悲しいじゃなくて、また言ってくるんだなという感じで、怒りとか悲しみはなかった。

イ 担任・主幹教諭への聴き取り（R5.9.19実施）

事案16の関係児童の聴き取り（R5.2.6実施）を行った翌日以降、事案16以外で対象児童に対して行ってきた行為について、関係児童A・B・C・D・Eから話を聴いた。

その中で、児童A・B・C・Eから対象児童に対して悪口を言っていたことに関する自認や回答を得た。

ウ 関係児童への聴き取り（R5.2.7～8実施）

児童A：保健室から給食の時だけ帰ってくるから「授業をさぼってずるい」という悪口を言った。スキーの日、対象児童の保護者の車に学級の子供が一緒に乗っていた時は「やばいね、こわいね」と言って、楽しんでた。その他に「うざい・嫌い・きもい・対象児童に〇〇された」等、みんな言っていたから、いじめという認識がある。ちょっとしたことで怒るから嫌い。だから攻撃したり、いじめたりした。対象児童の味方をしたら場を壊す感じだった。

児童B：冬休み前まで陰口を言っていた。児童Aが悪口を一番言っていた。

児童C：冬休み前に、対象児童が自分のベンチコートを踏んでも、謝らずにいたので陰口を言っていた。他に「いつも給食の時に帰ってくるよね」と言っていた。

エ 周辺児童への聴き取り（R5.2.8実施）

児童E：児童A・B・Cは悪口をよく言っている。自分も春頃まで言っていたが最近はやらない。いじめだと分かっていたが、なんとなくノリでみんな言っていた。

□結論

事案15に関し、次の事実を認定し、同事実を「いじめ」と認定する。

【認定した事実】

児童A、B、Cが、6年生の令和4年11月から令和5年2月まで、対象児童に対し悪口又は陰口を言ったこと。

【理由】

本校教頭による令和5年12月19日の対象児童の聴き取り調査において、対象児童は、（児童A及び児童Cから）3～5回「かす」って、結構言われた旨等を回答している。

この点、事案15に関する関係児童である児童A、児童B及び児童Cは、令和5年2月7日から同年2月8日までに実施された本校教員による聴き取りにおいて、いずれも自身が対象児童に対する陰口、悪口を言っていたことを認めている。

また、事案15に関する周辺児童である児童Eは、同時期に実施された本校教員による聴き取りにおいて、児童A、児童B及び児童Cが対象児童の悪口を言っていたことを回答している。

そのため、事案15については、認定した事実の限度で事実が存在し、同事実について「いじめ」の事実を認定することができる。

なお、本校が調査した限りでは、対象児童が回答している児童A及び児童Cが「かす」と悪口を言ったという具体的な内容を示す回答、事実がなく、事実と認めることができなかった。

【事案 16】

6年生の令和5年2月6日中休み

児童Bの提案でA・C・F・H・Lが、対象児童に雪玉を当てた。

(令和5年4月18日付 対象児童の保護者による申立て)

ア 対象児童への聴き取り (R5.12.19実施)

クラス全体で雪合戦をして遊んでいる時、児童A・C・Hが自分にだけ雪玉を投げてきた。背後から誰が投げたか分からないように投げつけて、振り向くと3～4mぐらい後ろに児童A・C・Hがいて顔を背けた。ずっと狙われている感じがした。

イ 担任への聴き取り (R5.9.19実施)

中休みの終わり頃、対象児童は保健室に駆け込み、養護教諭と担任に集中的に雪玉を当てられたと被害を申告した。担任は、同日中に被害事実を確認し、主幹教諭とともに関係児童への聴き取りを行った。

ウ 関係児童への聴き取り (R5.2.6実施)

児童A：児童Bが「次、対象児童に投げよう」と言って始まった。

児童B：ばれないように投げた。

児童C：誰かが対象児童に当てた。そこから狙おうみたいになった。

児童F：スキー山の後ろで遊んでいた。

児童H：児童A・Cは嫌なところを日常的に言っていた。今回の雪玉はいたずら半分的な気持ちでやった。

児童L：4回ぐらい投げた。5対1だった。

□結論

事案16に関し、次の事実を認定し、同事実を「いじめ」と認定する。

【認定した事実】

児童A、児童B、児童C、児童H及び児童Lが、6年生の令和5年2月6日の中休み中、対象児童に意図的に集中的に雪玉を当てたこと。

【理由】

本校教頭による令和5年12月19日の対象児童の聴き取り調査において、対象児童は、「児童A・C・Hが自分にだけ雪玉を投げてきた」、「ずっと狙われている感じがした。」と回答している。また、対象児童は、被害直後に、本校の担任に被害申告を行っている。

この点、事案16に関する関係児童である児童A、児童B、児童C、児童H及び児童Lは、令和5年2月6日当日に実施された担任による聴き取りに対し、いずれも、対象児童を狙って雪玉を当てたことを認めた。

そのため、児童A、児童B、児童C、児童H及び児童Lについては、対象児童の申立ては関係児童の自認、周辺児童の回答と一致しており、児童Fが認定した事実の限度で事案16に関する事実を認定できる。

一方で、児童Fについては、児童Fはスキー山の後ろで遊んでいたと回答しており、児童Fが事案16に関する周辺児童の回答もなく、対象児童の申立てを裏付ける回答、事実は確認できなかった。

そのため、本校が調査した限りでは、児童Fについては、対象児童に対し意図的に集中的に雪玉を当てたと認定することはできなかった。

4 小括

(1) 事実認定の結果

以上の調査結果を受け、本校としては、事案1、3、4、5、8、10、11、12、13、14、15、16に関して認定した事実については、それぞれ、対象児童の回答の具体性、被害直後の教員への被害申告、いじめを行った児童の自認、周辺児童の回答及び客観的証拠から、事実として認められると判断した。

また、本校が、認定したいじめのうち、事案1、3、10、11、12、13、15、16については、対象児童が申し立てている内容の一部を事実と認めることができたものの、対象児童の申し立てのうち、関係児童の自認や目撃に関する回答が得られない部分については事実が存在すると認定できず、結果として「いじめ」と認定することができなかったものである。

一方で、事案2、6、7、9については、本校の関係教職員並びに関係児童及び周辺児童への聴取などを行ったものの、本調査においては、事実を確認することができず、「いじめ」と認定することができなかった。

(2) 本校が認定した各事実は、法の「いじめ」に該当すること

本校が認定した各事実については、いずれも対象児童に対し、心理的又は物理的影響を与える行為であり、対象児童が心理的苦痛を感じていた又は事実の内容から心理的苦痛を感じることが相当と認められることから法第2条1項の定義にあたる「いじめ」と認定したものである。

なお、事案3に関する児童Bによる「なんで変なところにボールを蹴るの」との発言については、積極的に対象児童を傷つける意図はないと認定しているため、事案3に関する「いじめ」の認定について、補足説明を行う。

国の基本方針では、いじめ重大事態調査におけるいじめの認定においては、「表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。」(4頁)とされている。

仮に、関係児童本人に対象児童を傷つける意図がなかったとしても、対象児童の立場になり「心理的又は物理的影響」、「心身の苦痛」の有無を判断すべきである。

この点、事案3に先立ち、事案1に関する「いじめ」が発生していることからすれば、対象児童の気持ちに立てば、意図的ではない発言にしても、自分に対する悪口であると受け止めることもやむを得ないものであり、その点では、「心理的又は物理的影響」、「心身の苦痛」があっ

たものと考えべきであると判断した。

調査の結果と事実認定及びいじめ認定を通して、対象児童が5年生当初から周囲とのかかわり方に困りを抱えていたことを十分に察知できず対症療法的な対応に終始し、学校組織としての情報共有を十分に果たすことができていなかったことが浮き彫りになった。早期に困りを把握し、対象児童に寄り添った適切な対処や措置をすべきだったという反省の下、第5部では当時の学校の対応や体制等について検証していく。

第5部 いじめの行為に係る学校の主な対応

第5部では、本校における生徒指導を中心とした教育活動の在り方を検証するとともに、いじめの行為に係る学校の主な対応が適切かどうか、適切でなかった場合、その対応のどこに不十分な点があったのか等を検証する。併せて、本重大事態に対し、学校として対象児童や関係児童にどのような対応を行ってきたのかを記し、その上で、考えられる組織としての改善策を示す。

1 本校の教育活動や支援体制、及びいじめの対応

学校の主役は子どもである。学校は、子どもにとって安心して学べる居場所であり、主体的な活動を通して仲間との絆を深め、自らの成長を実感できる場でなければならない。

本校の教育理念の下、「自立と共生を育む」ことを学校経営の重点に据え、「居場所のあるあたたかな学級の中で、子ども一人一人が『自分は大切にされている』と実感できる学校づくり」を目指してきた。その実現のために、「学ぶ力・豊かな心・健やかな体」の育成プログラムを中心にした教育課程を編成し、子ども一人一人が主体性や協調性、思いやりの心、健康な体づくりを課題探究的かつ体験的に学び、互いの成長やよさを認め合う（相互承認）教育活動を展開してきた。

一方で、困りを抱え登校不安や不登校になる子どもや学校生活において個別の支援を必要とする子どもが年々増えている。そのため、校内学びの支援委員会によるケース会議、サポートファイル作成による支援の検討、SCによる教育相談・特別支援教育巡回相談員による指導・相談支援パートナーや学びのサポーター等による支援体制、ICTを使った健康観察や不登校支援のための教室の設置・外部機関（児童相談所・保健センター・通級指導教室・デイサービス等）との連携を行い、一人一人の状況に応じた支援ができるよう取り組んでいる。

多くの子どもが個別の支援を必要としており、人間関係にも悩みを抱えている状況を受け、いじめの対応においても、令和4年度に「いじめ防止基本方針」を策定した。基本方針では、「未然防止」「早期の発見と対応」「いじめの対処」の方策を示し、学校独自のアンケート等はいじめの早期発見に努めること、いじめの状況について情報の共有を図り、いじめの解消まで組織的な対応をすること、被害児童だけでなく関係児童の保護者との情報共有を確実に行うこと等を掲げ、いじめの対応に取り組んできたところであるが、それらのいじめ防止策は十分に機能せず、重大事態を招く結果となった。学校は深く反省し、本重大事態の調査を通じて二度とこのような事態を繰り返すことの無いよう、本重大事態におけるいじめの行為に係る学校の対応を検証し、改善に向けた取組を示さなければならない。

2 重大事態への学校の対応

本重大事態では、いじめとして認定された4つの事案、一部をいじめと認定した8つの事案についてふり返り、学校の対応として不足していたものを検証し、改善策を示したい。

いじめと認定されなかった4つの事案についても、対象児童に心理的な苦痛を与えたことは事実であり、対象児童の困りを把握し対応すべき点はなかったか等、学校として見直すべき点があると考え、

検証の対象とすることとした。

【事案1】

5年生の令和3年5月頃、児童Aが対象児童に「髪型がおかしい。」「太っている。」と言ったことへの対応

令和5年4月18日に対象児童の保護者から事案1の申立を受け、初めて学校は事実を認知した。また、令和5年12月19日の本校教頭による対象児童への聴き取りで、児童Aと児童Nが対象児童に対し（対象児童の体型を馬鹿にする趣旨で）「ベイマックス」と呼んでいた事実も、初めて学校は認知した。

したがって、事案1について、学校は児童Aに対し、また、対象児童の聴き取りで認知した「ベイマックス」について、学校は児童AとNに対し、いずれも事実の確認はしておらず、指導も行っていない。

当時、担任は4月22日まで学級を受け持ち、その後、担任外教諭が2週間補欠として学級を担任し、5月7日に代替教諭が配置され、2、3週間ごとに担任が入れ替わる状況にあった。そのため、本来、担任が把握すべき、児童の性格や特徴、行動の傾向、友人関係や家庭環境の引継が不十分であった。

改善策1) 担任引継時におけるサポート体制を構築する

子ども一人一人に丁寧にかかわり、じっくりと児童の観察と理解を進める学級づくりを、学校は組織的に支える体制をつくる。

- 担任が入れ替わる期間、その学級を継続してサポートする教員（副担任）の配置
- SCや学びのサポーター、相談支援パートナー等による学級づくりのサポート
- サポート体制で得られた学級の情報や気になる児童の様子についての記録化と引継

【事案2】

5年生の令和3年6月頃、対象児童が児童Aになわ跳びを教えていたところ、児童Bが「児童Aは別に教えてほしくないだろう。対象児童に教えられて、うざいと思っているよ。」と言ったことへの対応

令和5年4月18日に対象児童の保護者から事案2の申立を受け、初めて学校は事実を認知した。したがって、事案2について、学校は児童Bに対し、事実の確認はしておらず、指導も行っていない。本校が調査した限りではいじめを認定できなかったものの、「教員の学習指導力」という点に問題があった可能性があるため、以下の改善策を行うことが望ましいと考えた。

改善策2) 研修の充実①「学習指導力」

事案2のような発言を教員が目撃した場合、直ちに発言についての指導を行った上で、再度、「なわ跳びの技を教え合う意図やねらい」について学級全体に働きかけ、学習に取り組みさせる。

ペアでの学習場面の設定を含めた授業構築力や指導技術等、実践的指導力の向上に向けた研修機会の充実に取り組む。

【事案3】

5年生の令和3年7月頃、休み時間にサッカーをしている時、児童Bが対象児童に「なんで変なところにボールを蹴るの。」と言ったことへの対応

令和3年7月頃、事案3発生直後に、元気なく一人で教室に戻ってきた対象児童に担任が聴き取りをし、学校は事実を認知した。その後、速やかに、事案3について、学校は児童Bに対し事実を確認し、指導を行った。

担任は、児童Bを含めたサッカーをしていた関係児童に対し、対象児童の気持ちや行動を気に留めること無くサッカーを続けていたことについて、対象児童の気持ちを察する姿勢が欠けている点を指導した。

改善策3) 研修の充実②「いじめ対応の原則（児童理解と指導の在り方）」

児童Bの言動を受けた対象児童に「心理的又は物理的影響」「心身の苦痛」があったことについて、担任は即座に指導していたが、組織で認知、対処する必要があった。児童Bに対し「誰でも思わぬところにボールを蹴ってしまうことがあるのに、なぜ、対象児童にはそのようなことを言ったのか、その場を離れる対象児童の気持ちを考え、声を掛けることをしなかったのか。」と問いかける指導が必要だった。

いじめの対応における「児童理解と指導の在り方」について、S C等の専門家を講師にした研修の機会を充実させ、いじめ対応への理解を深める。

【事案4】

5年生の令和3年9月頃、休み時間に鬼ごっこをしている時、児童BとCが対象児童だけを捕まえて鬼にしたことへの対応

令和3年9月頃、事案4発生直後に、元気なく教室に戻ってきた対象児童に担任が聴き取りをし、学校は事実を認知した。その後、速やかに、事案4について、学校は児童Bと児童Cに対し事実を確認し、指導を行った。

担任は、児童Bと児童Cが何度も逃げられないように捕まえる行為を繰り返し、鬼ごっこに楽しく参加しようとしていた対象児童を嫌な気持ちにさせた点を改めるよう、指導した。

改善策4) 研修の充実③「いじめ対応の原則（関係の再構築に向けた具体的方策）」

児童Bが事案3と事案4でいじめを行っている点に留意し、いじめを行った児童の保護者にも協力を要請し、いじめを行った児童が自ら反省し、対象児童との関係の再構築に向けて自分でできること

を考えさせる指導を加える必要があった。

いじめの対応における「関係の再構築に向けた具体的方策」について、SCやスクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門家を講師にした研修の機会を充実させ、いじめ対応のスキルアップを図る。

【事案5】

5年生の令和3年10月頃、下校時、児童D・E・Fが、対象児童を児童Dと一緒に帰れないようにしたことへの対応

令和3年10月頃、事案5発生翌日、担任は事案5の様子を目撃していた児童Gから事案5の報告を受け、学校は事実を認知した。速やかに、事案5について、学校は児童D・児童E・児童Fに対し事実を確認し、指導を行った。

担任は児童D・児童E・児童Fに対し、「いいよ」と約束しながら隠れたことや「先に帰ったよ」と嘘をついたことは、児童Dと一緒に帰ることを楽しみしていた対象児童の気持ちを傷つける行為であり、許されないことを指導した。

また、対象児童へは友達との付き合い方として、わざわざ逃げていくようなグループに近寄らなくてもよいのでないかと話し、これからも何かあれば相談するよう話した。

なお、指導内容について、対象児童及びいじめを行った関係児童、それぞれの保護者に連絡を入れている。

【事案6】

5年生の令和3年11月頃、宿泊学習では嫌なことがあった。帰ってきたら暗い表情だったことにかかわる対応

令和5年4月18日に対象児童の保護者から事案6の申立を受け、初めて学校は事実を認知した。また、令和6年12月5日及び9日の対象児童への電話による聴き取りにおいて、初めて学校は班決めをする際に児童Bが対象児童に対し「何でおまえが勝手に決めるの?」と言った事実、帰りのバスで対象児童が知っている歌を口ずさんでいると、児童Cが対象児童に対し「うるせえ」と言った事実を認知した。したがって、事案6にかかわって、学校は児童Bと児童Cに対し、事実の確認はしておらず、指導も行っていない。

当時、5年生では、個別の支援を必要とする児童が複数いた。事前のグループ編成では、学年の担任教諭3名に付添教諭を交えて、子ども同士の関係がうまくいくように検討を重ねた。

実際の宿泊学習では、対象児童に嫌なことがあった様子や、どんよりした表情は見受けられなかった。また、担任は宿泊学習前に仲間外れにしようとした児童Bと児童Cに対し、注意深く声かけを行っており、仲間外れをしている様子も現認していない。

宿泊学習終了後、担任は、対象児童は疲れてはいるが穏やかな表情であることを確認し、対象児童の保護者と「無事に帰ってきました。良かったです。」という会話をしている。

事案6については、本校が調査した限りではいじめを認定できなかったものの、「複数の教員による見守り体制」や「子どもの状況理解」という点に問題があった可能性があるため、以下の改善策を行うことが望ましいと考えた。

改善策5) 複数の教員による見守り体制を構築する

個別の支援を必要とする児童が複数いる場合、学校は複数の教員で見守る体制を計画して宿泊学習の引率をする必要があった。

- 見守りが必要な児童をリストアップし、配慮すべき事項を引率教員全員で共有する。
- 宿泊学習実施中は複数の引率教員で見守りと声かけを行い、児童の状況を把握する。
- 宿泊学習終了後、見守りによって得た情報を記録化し、指導上の資料に加える。

改善策6) 研修の充実④「子どもの状況理解」

児童理解において、表面的には活動的で元気であっても、内面については分からない場合がある。対象児童の場合、「仲間はずれにされるかもしれない」という不安を抱えながら宿泊学習に参加していたことも考えられる。したがって、いじめの対応における「いじめのサインの把握」についての研修を企画し、学校組織全体で子どもの状況理解についての見識を広げる。

【事案7】

5年生の令和4年2月下旬、休み時間に、児童Eがわざとぶつかってきたことへの対応

令和5年4月18日に対象児童の保護者から事案7の申立を受け、初めて学校は事実を認知した。したがって、事案7について、学校は児童Eに対し事実の確認はしておらず、指導も行っていない。事案7については、本校が調査した限りではいじめを認定できなかったものの、「校内巡視の体制」や「援助希求行動を促す」という点に問題があった可能性があるため、以下の改善策を行うことが望ましいと考えた。

改善策7) 校内巡回を強化する

ぶつかる・たたくといった行為を見過ごすことなく、教職員全体で校内巡回を強化していく。その場合、いじめに係る行為が疑われる児童の情報を共有し、校内巡回で見守る児童をリストアップしておく。

改善策8) 適切な援助希求行動を促す取組

ストレスを感じる困難な場面に直面しても、誰にも言わずに耐えるのではなく、辛い気持ちを表現したり、友達や先生を頼ったりすることなどができるように、その具体的な方法を教える「SOSの出し方に関する教育」を取り入れる。

いじめに係る学級活動や学年朝会等で、「悩んだときは、誰かに助けを求めること」などについて取り上げ、児童がSOSを伝えやすい方法を考える場を設け、適切な援助希求行動を促していく。

【事案8】

6年生の令和4年4月頃、対象児童と仲の良かった隣のクラスの児童Pに、児童Eが「対象児童と一緒にいない方がいいよ。」と言ったことへの対応

令和5年4月18日に対象児童の保護者から事案8の申立を受け、初めて学校は事実を認知した。したがって、事案8について、学校は児童Eに対し事実の確認はしておらず、指導も行っていない。

改善策9) 適切な援助希求行動を促す取組

事案8については、被害直後、対象児童が抱いた友達を減らされるかもしれないという恐怖心や怒りをSOSとして伝えやすい環境づくりを一層進めるために、事案7と同様の改善策を行う。

【事案9】

6年生の令和4年4月14日、体育の授業中、児童Eにからかわれたことへの対応

令和4年4月15日、事案9の発生翌日、本校教頭が対象児童の保護者から事案9の報告を含めた教育相談の電話を受け、学校は事実を把握した。事案9について、学校は児童Eに対し事実の確認をしていない。

事案9発生日を含め、数日間、担任は感染症により出勤困難であった。

本校教頭は、対象児童の保護者から、体育の時間に対象児童が児童Eにからかわれて、何とか学校に行けるようになってきた対象児童の心が折れたという相談を受けた。この相談を受け、本校教頭は対象児童の保護者に対し、対象児童の見守り体制や安心な居場所として保健室の利用等、対象児童が安心して学校に登校できるための具体的な方策を伝えた。

事案9については、本校が調査した限りではいじめを認定できなかったものの、「心のケアと被害児童のニーズの確認」、「状況把握と見守り」、「情報の引継」という点に問題があった可能性があるため、以下の改善策を行うことが望ましいと考えた。

改善策10) 研修の充実⑤「いじめ対応の原則（心のケアと被害児童のニーズの確認）」

学校は、対象児童の保護を優先した具体的な対応策を保護者に伝えている反面、対象児童との対話による心情理解や心のケアが行われていない。対象児童が安心して避難できる場所を確保することに加えて、いじめを行った児童や学級全体への指導に関する具体的な支援策を提示すべきだった。

いじめの対応における「心のケアと被害児童のニーズの確認」について、SC等の専門家を講師にした研修の機会を充実させ、いじめ対応の原則を徹底する。

改善策11) 状況把握と見守り・確認体制の維持

対象児童は、5時間目に保健室で休養し、6時間目の学年合同体育に参加している。この状況を学

年の教員は共有していなかった。また、授業終了後、対象児童に対し、体調を確認する声かけをしていない。児童の個別の状況を共有し、複数の体制で見守り、必要な確認を怠らないよう徹底する。

改善策 12) 担任不在時の対応・・・情報の引継と共有

担任不在時の事案の引継については記録化を図る。特に、いじめ対応に係る働きかけや指導の内容等を記入し、担任による継続的な対応や措置につなげていく。情報共有は、学校組織全体で確実に行う。

【事案 10】

6年生の令和4年6月、対象児童が児童B・E・Hに悪口を言われたことへの対応

令和4年6月20日下校時、対象児童の保護者が児童Bに対し、児童Bが対象児童をいじめていることについて、直接注意した。この件について、児童Bの保護者から担任に電話があり、学校は事案10の概要を把握した。翌日、関係児童及び周辺児童並びに対象児童に対して聴き取りを行い、学校は事実を認知した。聴き取りを行う中で、事案10について、学校は児童Bについては無視していた事実を、児童Hについては児童A・Cと3人で悪口や陰口を言っていた事実を確認し、指導した。なお、児童A・Cへの指導はしていない。

聴き取りを終了後、対象児童の保護者と面談するとともに、いじめを行った児童の保護者に電話で事案の状況を説明し、再発防止を要請した。

改善策 13) 研修の充実③「いじめ対応の原則（関係の再構築に向けた具体的方策）」

いじめを行った児童の保護者に再発防止の協力を要請している反面、いじめを行った児童が自ら反省し、対象児童との関係の再構築に向けて自分でできることを考えていく指導を含めた協力の要請をしていない。

いじめの対応における「関係の再構築に向けた具体的方策」について、事案4と同様に研修の機会を充実させ、理解を深める。

改善策 14) 研修の充実②「いじめ対応の原則（心のケアと被害児童のニーズの確認）」

対象児童及び対象児童の保護者との傾聴と対話を通して心情理解や心のケアを行った。一方、対象児童の登校することへの不安や葛藤に対し、対象児童が、学校生活において楽しく感じる場面を増やしていくことを提案したが、いじめを行った関係児童や学級全体への指導に関する具体的な支援策を提示すべきであり、対象児童や保護者の意向を最大限汲み取り、話し合いながら対象児童のニーズを引き出し、登校への不安を解消する働きかけに欠けていた。

いじめの対応における「心のケアと被害児童のニーズの確認」について、事案9と同様に研修の機会を充実させ、いじめ対応の原則を徹底する。

【事案 11】

6年生の令和4年8月下旬～9月上旬、児童A・B・C・D・H・Iから無視されたことへの対応

令和4年8月29日、対象児童の保護者から「夏休みの終わりごろからチックの症状が激しくなった。2学期早々、学校で無視され、仲間外れにされるいじめに遭っている。いじめが改善されない限り、登校させられない。」と相談を受け、学校は事実を認知した。速やかに、いじめ防止対策委員会を開催し、以下の対応を行った。

対応① 8月30日 家庭訪問の実施（担任と主幹教諭）

担任と主幹教諭の2名で対象児童宅を家庭訪問し、対象児童及び対象児童の保護者と面談を行った。対象児童の保護者に対し「行かせられない状況」「家庭で過ごすことについての考え」を傾聴し、いじめの事実と不登校の状況を把握した。さらに、対象児童及び対象児童の保護者の「いじめを解決し、元気に登校したい・させたい」という願いを受け止め、今後の学校の関係児童への対応について説明し、いじめ対応の原則における「心のケアと被害児童のニーズの確認」を行った。

対応② 8月31日～9月2日 関係及び周辺児童への聴き取り（担任と主幹教諭）

担任教諭と主幹教諭の2名で関係児童及び周辺児童への聴き取りを行い、児童A・B・C・D・H・Iに対し事実を確認し、指導した。

聴き取りをした担任及び主幹教諭は、以前と違って積極的に対象児童と話そうとしない態度（目を見て話さない・話は短く済ます等）により、対象児童が「冷たくされた」と受け取ることや、結果として複数人対一人の構図になっていることが対象児童の不安な気持ちをさらに強めたことになることを話し、改めるよう指導した。

対応③ 対応の情報共有と保護者との連携

一連の対応については記録化を図り、教職員全体に報告し共有した。関係児童の保護者には、個人懇談を通じて事態の経過と関係修復について協力を要請した。

対象児童の保護者については、これまでの背景や経過、改善に向けた措置を説明し、今後の具体的な支援策について話し合いをした。

改善策 15)いじめ防止対策委員会の対応～情報共有と専門家との連携

事案 11 について、学校はいじめ防止対策委員会を開催し、学校組織として情報を共有しながら対象児童及び対象児童の保護者、並びに関係児童及び周辺児童への聴き取りを行ったが、SCやSSW等の専門家とも情報共有し、対応①～③を検討する際に意見を求めたり、対象児童の心のケアや関係修復について協力や助言を依頼したりする必要があった。

【事案 12】

6年生の令和4年11月20日頃、児童A・Cが対象児童のチック症状を馬鹿にしたことへの対応

令和4年11月20日頃、保健体育の授業をしていた担任に対し、児童Aが「チックって、病気なの？」と質問し、学校は事実を認知した。しかしながら、学校は、事案12のうち、児童Aがチックについて言及した事実を現認しながらも、指導はしていない。

改善策16) 研修の充実②「いじめ対応の原則」(児童理解と指導の在り方)

④「子どもの状況理解」(いじめのサインの把握)

「いじめ対応の原則」として、いじめを把握した際、何よりも被害児童の保護を最優先する。被害児童の心情を理解し、一緒に解決を目指すとともに、心のケアを行わなければならない。

担任は、「チックって、病気なの？」という言動を耳にしたとき、直ちに対象児童へのケアとともに、いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度で指導することが不可欠であった。

また、「チックについて言われる」ことについては、5年在籍時、保護者から相談があり、6年生のいじめアンケートに関する聴き取りでも、同様の申告が対象児童から相談されている。こういった相談に対し、学校は迅速にチック症状と対象児童の状況についてSCや病院等へ問い合わせる等して、対象児童の「心身の苦痛」に寄り添った心のケアや具体的な対応策を対象児童の保護者と共有すべきだった。

いじめの対応における「いじめられている子どもの理解と傷ついた心のケア・いじめた子どもへの指導の在り方」について、事案3・6と同様に研修の機会を充実させ、いじめ対応の理解を深める。

【事案13】

6年生の令和5年2月1日、掃除時間に対象児童が児童Aの机を雑巾がけしようとしたところ、児童Fが拭かせないようにした。児童B・Cが児童Fに「よくやった」と言ったことへの対応

令和5年2月7日の事案16の関係児童の聴き取りを行った際、事案13のうち、児童Fが対象児童に対し、児童Aの机を拭かせないようにした事実を認知した。学校は、児童Fに対し、事実の確認はしておらず、指導はしていない。

改善策17) いじめに気付くための組織的な取組

事案13の対象児童に物等を触られないようにする等の行為は、教員の目に触れにくく、現認することができなかった。

そのため、いじめに気付くための組織的な取組として、以下の方策を挙げる。

- 年3回(5月・11月・2月)のアンケートの実施と聴き取りによるいじめの早期発見
- いじめの兆候・存在や継続、解消の「見える化」による組織的な見守りや校内巡視
- 「SOSの出し方に関する教育」を取り入れた学級活動や学年朝会の実施
- SC・SSW等の専門家と連携した「子どもの状況理解・心のケア」に関する研修の実施
- いじめを解決する相談・通報の窓口としてのいじめ防止対策委員会の役割強化

改善策18) いじめを防ぐ、生まない発達支持的生徒指導の充実

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級集団の構造上の問題（例えば規範意識や信頼関係の希薄さ）、「観衆」「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体でいじめを許容しない姿勢を育成していく必要がある。

いじめを防ぐ、生まない発達支持的生徒指導の視点から、以下の方策を挙げる。

- 年間計画にソーシャルスキルトレーニング（SST）を取り入れ、他者と円滑にコミュニケーションを図る社会性を育成する。
- 自他共に認められ、評価し合う場を通して、子ども同士の対等で自由な関係を創出する。
- 協働の場を通して、他者から認められ、他者の役に立っていることを実感し、自己への信頼を高める。
- 子どもがいじめの問題について主体的に考える機会を設ける等、いじめを防止する取組を通して、互いに認め合う人間関係を育成する。

子どもが「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けるためには、学校や学級が、人権が尊重され安心して過ごせる場となることが必要であり、こうした学校・学級の雰囲気や、学校生活を通して経験することによって、子どもの人権感覚や共生感覚が養われていくと考える。

【事案 14】

6年生の令和5年2月2日、国語の授業中、児童Aが対象児童のチック症状を馬鹿にする発言をしたことへの対応

令和5年2月2日、国語の授業をしていた担任は、児童Aによる対象児童のチックを馬鹿にする発言を現認し、学校は事実を認知した。その後、事案14について、学校は児童Aに対し事実を確認し、指導を行った。

担任は、児童Aに対し事案12（「チックって、病気なの？」の発言）についても取り上げ、児童Aの発言によって対象児童が被った「心理的又は物理的影響」「心身の苦痛」の重さを理解させ、自らの行為を改めることとともに、対象児童との関係の再構築に向けて自分でできることを考えていくよう指導した。

改善策 19) いじめを防ぐ、生まない発達支持的生徒指導の充実

児童Aの発言が授業中の発言であることから、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級集団の構造上の問題、「観衆」「傍観者」の存在にも注意を払う必要があり、事案13と同様に改善策18を積み上げていく。

【事案 15】

6年生の令和4年11月～令和5年2月、児童A・Cが対象児童に悪口を言ったことへの対応

令和5年2月7・8日の事案16の関係児童の聴き取りを行った際、学校は、児童A・Cが対象児童に対し悪口を言っていた事実を認知した。また、新たに児童Bも、同様の行為をしていたことを認知した。学校は、児童A、児童B、児童Cに対し事実の確認をし、指導を行った。

担任は、児童A・児童B・児童Cに対し、長期間に渡って陰口や悪口を言ったことにより、対象児童が被った「心理的又は物理的影響」「心身の苦痛」が計り知れないことを理解させ、自らの行為を深く反省し二度と繰り返すことの無いよう、指導した。

改善策20) いじめに気付くための組織的な取組

学校は、長期間に渡って、事案15の事実を把握できずにいたことを深く反省し、事案13と同様にいじめに気付くための組織的な取組を確実に推進していく。

改善策21) いじめを防ぐ、生まない発達支持的生徒指導の充実

事案15にかかわる関係児童及び周辺児童の聴き取りにおいて、「対象児童の味方をしたら場を壊す」「いじめだと分かっていたが、なんとなくノリでみんな言っていた」との証言があったことから、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級集団の構造上の問題、「観衆」「傍観者」の存在にも注意を払う必要があり、事案13・14と同様に改善策18を積み上げていく。

【事案16】

6年生の令和5年2月6日中休み、児童Bの提案で児童A・C・F・H・Lが対象児童に雪玉を当てたことへの対応

令和5年2月6日、事案16の発生直後、保健室に避難してきた対象児童に担任が聴き取りをし、学校は事実を認知した。その後、速やかに、関係児童A・B・C・F・H・Lに対し聴き取りを行い、児童Fを除いた児童A・B・C・H・Lに対し、対象児童を狙って雪玉を当てたことの実を確認し、指導を行った。

担任及び主幹教諭は、児童A・B・C・H・Lに対し、複数で雪玉を当てられている状況や保健室に避難する対象児童の「心理的又は物理的影響」「心身の苦痛」を理解させながら、自分たちの取った行動について深く反省を促した。児童Bの提案に対し、誰も制止することなく、同調してしまう要因や背景についても聴き取った。

事案16に加え、令和5年2月7～9日に関係児童A・B・C・D・Eから聴き取った、過去に対象児童に対し自分たちが行ってきた行為についての申告（事案12・13・14・15）を含め、いじめ防止対策委員会で対応を協議し、以下の措置をとった。

対応① 2月6～8日 関係児童への聴き取り（担任・主幹教諭）

- 対象児童の「心理的又は物理的影響」「心身の苦痛」を深く理解させた。
- いじめの行為に当たる事実を確認し、その行為を行った理由や背景を明らかにした。
- 対象児童との関係修復に向けて、自分でできることを考えさせる指導を行った。

対応② 2月9日 関係児童の保護者への説明（校長・教頭・主幹教諭・担任）

○聴き取りで明らかになったいじめの事実とその背景について、これまでの学校の対応や指導についての説明を行った。

○対象児童が被った「心理的又は物理的影響（不登校）」「心身の苦痛」の状況についての説明を行った。

○子どもたちの関係改善やいじめ防止に向けた協力要請についての説明を行った。

対応③ 2月10日 所属学級への学級指導（教頭・主幹教諭・担任）

○これまでのいじめの事実と経過について指導を行った。

○対象児童の心の痛みについて指導を行った。

○いじめた側が、これから為すべきことについて指導を行った。

○学級全体でいじめについて向き合うことについて指導を行った。

対応④ 2月14日 対象保護者への報告（教頭・主幹教諭）

○対象児童の心のケア、改善に向けた取組の説明を行った。

○関係児童及び関係児童の保護者の事案に対する受け止めについて報告した。

○いじめの背景と改善に向けた措置の説明を行った。

（参考） 3月28日以降 警察署から関係児童への聴き取り

○2月中に、対象児童の保護者が警察署に相談した。その後、警察署からの協力依頼を受けて、学校は関係児童への聴き取りに協力した（3月28日以降）。なお、警察が関係児童から聴き取った内容については、学校は把握していない。

改善策 22) いじめを防ぐ、生まない発達支持的生徒指導の充実

事案 16 において、児童 B の提案に対し、誰も制止することなく、同調して行為に及んでいることから、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級集団の構造上の問題、「観衆」「傍観者」の存在にも注意を払う必要があり、事案 13・14・15 と同様に改善策 18 を積み上げていく。

改善策 23) いじめ防止対策委員会の対応～情報共有と専門家との連携

事案 16 について、学校はいじめ防止対策委員会を開催し、学校組織として情報を共有しながら対象児童及び対象児童の保護者、関係児童及び関係児童の保護者、所属学級の児童や中学校引継等の対応を行ったが、SC や SSW 等の専門家とも情報共有し、対応①～④を検討する際に意見を求めたり、対象児童の心のケアや関係修復及び再発防止について、協力や助言を依頼したりする必要があった。

特にこの事案では、警察が関係児童への聴き取りを行っている。日頃から警察におけるいじめ対応の考え方を理解し、いじめ事案に関して適切に連携を求めていくこと等を改めて検討していく必要があった。

3 本重大事態全体に係る学校の対応

前項で記載している 16 の調査対象事案全体に影響をもたらしたと考えられる事柄について、学校の対応を検証し、改善策を示す。

(1) 対象児童の保護者からのチック症状に係る相談の共有について

対象児童にチック症状が出ることについて、5年時と6年時に対象児童の保護者から、からかいやいじめの対象になるのではないかとの相談があり、何かあれば必ず保護者に共有してほしいと要望があったが、本件について学校全体で共有されることはなかった。

(2) 保護者への事案発生時共有について

事案12が11月、事案14が2月に発生するなど事案が続いていたものの、本件について対象児童の保護者に迅速に事実関係を説明することはできていなかった。対象児童の保護者からは、「事案12の発生時に共有してくれていれば、事案14の発生を防げたかもしれない。なぜ、教えてくれなかったのか。」との訴えがあった。この件について、学校として対応した記録は確認されなかった。

改善策24) 情報はすぐに共有

保護者や本人から「いじめにつながる心配がある。」という訴えについて、担任のみならず学年内の情報共有することはもとより、学校いじめ対策組織への情報共有を確実に行う。本件のような情報については、即日共有することを基本とする。

改善策25) 記録化及び複数対応

保護者との面談等については、担任1名で対応するのではなく、複数で話を聞くこととするともに、面談内容について確実に記録をとり共有することとする。

(3) 対象児童や対象児童保護者への対応について

本事案において、対象児童は担任に対し「怖い」「困りを言えない」と感じていたことが分かった。対象児童の保護者からは、担任も様々なトラブルで徐々に疲弊していたのかもしれない、面倒な子ども、面倒な家庭と思われていたのかもしれないとの話があった。担任に上記のような意図はなかったものの、そのように捉えられてしまう対応だった。

改善策26) 学校全体で組織として対応

改善策20のように、本件においても、組織的対応が不十分であることが判明した。改めて、担任だけで対応するのではなく、学校全体で組織として対応することを徹底していく。

改善策27) 気軽に相談できる環境づくり

対象児童や保護者の相談の窓口となる教員が担任以外にも複数選択できるようにするなど、気軽に相談できる環境づくりに努める。誰でも相談できる環境をつくることで、「〇〇先生にも、聞いてもらえる。」という安心感を生み出すことにつなげ、子どもたちが、状況に応じて、養護教諭やSCなども含めて相談しやすい大人に困りを話せることで、子どもの安心につなげる。

(4) 謝罪の場の設定について

関係児童の保護者から対象児童及び保護者に対して謝罪の場を設定したものの、全ての関係児童の保護者からの同意が得られず、中止することになった。本件について、対象児童の保護者からは、納得できない、再度設定してほしいとの意向が伝えられたものの謝罪の場を設定することはできなかった。

改善策 28) 謝罪の場の設定の是非や方法について

謝罪の場の設定については、対象児童や関係児童の状況を踏まえ、学校と双方の保護者が連絡を密に取り合い、実施の目的等について十分に共有した上で、双方の保護者と相談していく。また、本件のように、謝罪の場の実現が困難である場合や、対象児童の安全を守る上で有益ではないと考えられる場合などは、謝罪の場に代わる方法をその都度検討することも必要である。

改善策 29) 対象児童、関係児童双方の保護者と十分に情報共有及び相談を行う

いじめの事案の解決に向けた対象児童、関係児童への学校としての関わりにおいては、双方の保護者との情報共有ならびに相談を密にすることを大切にしていく。

3 小括

いじめ防止対策等の再生に向けた考察

令和4年3月3日、当時5年生の対象児童の保護者より、本校教頭に登校渋りや周囲の児童による嫌がらせについて相談があった。事案1から10か月あまりが過ぎていた。6年在籍時においては、9つの事案が発生し、いじめが解消されないまま、繰り返されている。

この間、学校は対象児童への関係児童によるいじめの兆候や存在を見過ごし、把握した事案についても対症的な対応に終始していた。

本校の「いじめ防止基本方針」に示されたいじめ防止対策委員会は、事案11（令和4年8月30日）と事案16（令和5年2月6日）の時期に緊急会議を開催するにとどまり、他の事案についてはいじめに係る組織的な対応はなされていなかった。

改めて、対象児童が自分の気持ちを十分に伝えられず、長期間にわたって孤立感や疎外感を感じていた心情を理解し、対象児童に寄り添った継続的な対応や措置が必要であったと考える。その反省に立ち、本校のいじめ防止対策の再生に向け、以下の考察を加えることとする。

考察1) いじめに気付くための組織的な取組を行う

いじめは外から見えにくく、同じ学級で加害者と被害者が同居したり、一見、加害者と被害者の関係が何事もなく、平穏な関係性が保たれている状況に見えたりすることもある。そのため、いじめの存在に気付くことができなかつたり、担任の抱え込みから事態が深刻化してしまつたりするケースも少なくない。

これまででも、本校では個々の教職員のいじめに対する感度を高める取組を行ってきたが、本重大

事態の事案の対応を鑑みたとき、学校は組織的な気づきを促したり、全校を挙げて問題に取り組んだりする姿勢に欠けていた。

いじめに気付くには、表面的な言動への指導に終始することなく、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せる必要がある。そのためには、子どもの表情や学級の雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知しようとする姿勢が求められる。

本校では、組織的な取組として令和5年度よりアンケートを年2回(5月・11月)から年3回(5月・11月・2月)実施することにした。アンケート実施後は、速やかに内容を確認し、少しでもいじめに関係すると思われる場合は聴き取りをし、必要な対応や措置を講じる。

しかしながら、本重大事態において、対象児童はいずれのアンケートでも「いじめられたことがある」が「今はいじめられていない」と回答していたことにより、いじめが解消の方向に進んでいると判断する結果となった。アンケート処理が担任のみで行われ、いじめ防止対策委員会で共有されていないことが原因と考えられる。

以上の点を踏まえ、本校では、いじめに気付くネットワークを学校組織として定着させるため、複数(学年)による回答のチェックやいじめの兆候・存在や継続、解消の判断をいじめ防止対策委員会で行うようにしていく。また、いじめの兆候・存在や継続、解消の情報を学校全体で共有することで、学校組織としてきめ細やかな見取りや見回りを実施し、見過ごしがちないじめの兆候の早期発見につなげていくようにする。

考察2) いじめ対応の原則を共通理解する

学校は、把握した事案について対症療法的な対応に終始し、対象児童への心的苦痛を和らげ、いじめ解消に向けた対応や措置を講じることができなかったことを踏まえ、改めて、以下の「いじめ対応の原則」についての共通理解を図る。

① いじめられている子どもの理解と傷ついた心のケア

いじめを把握した際、対応の一步目として何よりも被害児童の保護を最優先にする。二次的な被害(感情調節困難、否定的な自己観、他者とのかかわり回避等)の発生を未然に防ぐため、被害児童の心情を理解し、一緒に解決を目指すとともに、心のケアを行う。その際、以下の点に留意する。

- 「誰も助けてくれない」という孤独感や絶望感を取り払うこと
- いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝え、実効性のある対応を行うこと
- 大人の思い込みで子どもの心情を勝手に受け止めないこと
- 「つらさや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくり、相談することへの敷居を下げる

② 被害児童のニーズの確認

対応の二つ目として「あなたのために力になりたい。何かあれば教えてほしい」と被害児童のニーズを確認する。被害児童のニーズについては、言語化できるもの(顕在ニーズ)は勿論、言語化できないもの(潜在的ニーズ)にも十分に配慮して丁寧に確認していく。いじめを受けてい

る状況を一緒に乗り越えていくという姿勢に基づき、被害児童にとって安心な居場所の確保、加害児童や学級全体への指導に関する具体的な支援策を提示し、被害児童や保護者の意向を最大限汲み取り、話し合いながら被害児童のニーズに向き合うようにする。

③ いじめの被害児童と加害児童の関係の再構築

対応の三つ目は、いじめの加害児童への指導と加害児童と被害児童との関係の再構築を図る。加害児童の保護者にも協力を要請し、加害児童が自ら反省し、被害児童との関係の再構築に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかける。

その際、いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、加害児童が抱える内面の不安や不満、ストレスを受け止めるだけではなく、加害児童の不安や不満、ストレスについて理解を深め、被害児童との関わり方の再構築を含むより適切な他者との関わり方を指導していくようにする。

④ いじめの解消

対応の四つ目は、いじめの解消を目指す。解消の条件「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」を満たしているかどうか、被害児童及び保護者への面談を通じて継続的に確認していく。なお、いじめが解消している状態に至った後も、注意深く見守りを続けていく。

本重大事態の事案においても、いじめ対応の原則に則り丁寧な対応を積み上げていくことで、対象児童の心理的苦痛を和らげ、いじめの解消への道筋を辿っていくことができる可能性があったのではないかと考える。

考察3) いじめ防止対策委員会による実効的な組織体制の確立

いじめ防止対策委員会は、委員会の具体的な役割を以下の5点と押さえ、本校の現状を分析する。

① 年間指導計画の作成と実行

学校のいじめ防止基本方針に基づく年間指導計画（いじめアンケートや教育相談週間、道徳や学級活動におけるいじめ防止の取組等）の作成・実行の中核的役割を果たす。本校でも令和5年度から年3回（5月11月2月）のアンケートとアンケート回収後に個別教育相談を設けるとともに、道徳や学級活動、人権教室等を通して、いじめ防止の取組を進めている。

一方で、本重大事態の調査を進める中で浮き彫りとなった「いじめに気付くための組織的な取組」や「いじめ対応の原則の共通理解」など、本校では教員のいじめに関する校内研修の企画・実施が急務と考えられる。

② いじめの相談、通報の窓口

教員が感じた些細な兆候や懸念、子どもからの申立てを抱え込んだり、対応不要であると個人で判断したりせず、進んで報告・相談できる環境を整備していく。

本校では、「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂を受け、令和6年度よりいじめ防止対策委員会を月1回定期的に開催し、進んで報告・相談できる環境整備を進めている。

③ いじめ事案に対する対応・協議

いじめの疑いのある情報があった場合には、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、関係児童へのアンケート調査や聞き取りの実施、指導・援助の体制の構築、対応方針の決定と保護者の連携といった対応を行う。(本校では、本重大事態における事案 11 と 16 で対応・協議を行った。)

④ いじめ対策の検証

学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行うとともに、いじめ対策として進められている取組が効果的なものになっているかどうか、PDCAサイクルで検証する。

本校においては、令和 6 年度より学校評価の評価指標にいじめ対策の項目を掲げているが、いじめ対策の効果については中長期的な見通しで検証していく段階である。

これらのいじめ防止対策委員会の役割が実効的に機能していくためには、教員間での情報共有が可能になるように、アセスメントシートなどを活用して情報や対応方針の「可視化（見える化）」を図ることが必要となる。特に、組織が真に機能していくためには、いじめにかかわって「どんな小さなことも、迷惑と思われるかもしれない発言をしても、大丈夫な組織」と教員が思える、発言することへの安心感をもてる状態（心理的安全性）をつくり出すことに十分に配慮していくようにする。

加えて、児童や保護者に対して、いじめ防止対策委員会の存在及び活動が認識されるような取組（本校では、学校説明会による発信・学校ホームページの「いじめ防止基本方針」の掲載、児童会によるいじめ防止の標語募集）を積極的に進め、いじめを解決する相談・通報の窓口として信頼を寄せられるようにすることが、いじめの早期発見・早期対応を可能にすると考えられる。

考察 4) いじめ防止につながる発達支持的生徒指導の充実

本重大事態の事案は、2 年間に渡っていじめが繰り返し行われていた。把握した事案の一つ一つには対応や措置を講じていたが、再び発生する状況にあり、繰り返される度にいじめが深刻化していった。改めて、早期発見、早期対応の重要性とともに、本校においては、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導の充実を図ることが急務であると判断した。

子どもが「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けるためには、学校や学級が、人権が尊重され安心して過ごせる場となることが必要であり、こうした学校・学級の雰囲気や学校生活の中で経験することによって、子どもの人権感覚や共生感覚が養われていく。

本校においても、「本校に通う全ての子どもにとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指すために、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導の充実を図っていく。その際、子どもの権利条約（第 19 条 あらゆる暴力からの保護、等）及び札幌市子どもの権利条例（第 8 条（3）いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること、等）に十分に配慮しつつ、次の点に留意して推進していく。

① 「多様性に配慮し、均質化に走らない」学校づくりを目指す

集団教育の場である学校、学年・学級において凝集性を高めることは必要であるが、行き過

ぎた同調圧力を強めることは、多様性を認め合うことを難しくする傾向にある。教室に、様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気確保し、子どもがお互いの違いを理解し「いろいろな人がいた方がよい」と思えるような働きかけを、本校では進めていく。

② 子ども同士の間関係が固定されることなく、対等で自由な関係が築かれるようにする

子どもが対等で自由な人間関係を築くために、自分がやろうとすることが認められ、互いに評価し合う場を創出する。そのために、本校では学習以外にも様々な観点から、子どもが興味を抱くこと、好きになれること、夢中になれることを、学校生活においてできるだけ多く提供していくようにする。

③ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む

自己への信頼は、主体的に取り組む協働の活動を通して他者から認められ、他者の役に立っていると実感することによって育まれる。本校においては、学級の係活動や児童会活動等において、互いに助け合いながら何ができるか、ということについて子ども自身が考える機会をこれまで以上に用意していく。

④ 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す

困ったときや悩みがあるときに、誰にも言わずに耐えるのではなく、弱音を吐いたり人を頼ったりすることができる雰囲気があるかどうかは、子どもの学校での安全・安心を大きく左右する。成長途中にある子どもが甘えたり弱音を吐いたりして信頼できる大人（教員や保護者）に援助希求することは「適切に依存できる」ネットワークを築いて「自立」へ踏み出す一歩といえる。

本校においても、「困った、助けて」と言える雰囲気と「困った」をしっかり受け止める体制を築いていくようにする。

以上のようないじめ防止につながる発達支持的生徒指導の充実は、互いを多様な存在として認め、「自己指導能力」を身に付け、何が正しく何が間違っているかを自分の頭で考え、いじめの問題に向き合っていく子どもの育成につながるものとする。

※文部科学省「生徒指導提要」によると、自己指導能力とは、「児童生徒が、深い自己理解に基づき、『何をしたいのか』、『何をすべきか』、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のために、自発的、自律的に、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力」であるとされています。また、別の表現では「その時、その場でどのような行動が適切であるか自分で考えて、決めて、自分の意思で行動していく力」とも説明されています。この能力は、日々の学校生活における「自己決定の体験」を積み重ねることによって育まれていくものと位置付けられています。

第6部 再発防止策

1 実効性のある「いじめ防止策」を目指す

学校は、いじめの防止等について、迅速かつ組織的な取組を実施する責任がある。いじめの防止等に向けた取組に当たっては、「いじめは、どの子にも、どの学校でも、起こり得る」ことを踏まえ、いじめを生まない対人関係づくりに向けた教育活動を推進していくことが必要である。また、「いじめられる子ども」「いじめられる子ども」「はやし立てる子ども」「知らぬふりをして見ている子ども」等、全ての立場の児童を対象とした指導が必要である。

重大事態の調査を受け、本校では実効性のある「いじめの防止策」を実現するために、以下の6点について強化していく。

(1) 教員の対応力の向上

いじめの対応にあつては、初期段階から組織で対応し、安易に個人で対応方法を判断せず、複数の目で解決するように共通理解を図る。また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、児童一人一人の規範意識の低さや学級集団の構造上の問題（例えば、信頼関係の希薄さ）、「観衆」として面白がったりする存在や、知らぬふりをして見ている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

教員の児童心理の理解力の向上、そしてそれによる対応力の向上に向け、SC・SSW等、専門家による研修会等の機会を増やしていく。

- ①「いじめは絶対許されない」「いじめられた児童を最優先に守る」という共通認識や、いじめ対応の原則についての理解を図る研修
- ②養護教諭・SC・SSWと連携したいじめや自殺関連行動に関する児童理解の研修
- ③SCやSSW等の専門家による発達支持的生徒指導に関する研修

(2) 共に生きる力を付ける教育活動の充実

誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立てる心を育むために、他者と円滑にコミュニケーションを図る社会性を育成する。道徳をはじめ、学級活動や朝の会等を活用して、SST（「育てよう！ソーシャルスキルトレーニングを学校で（引用：三重県総合教育センター）」等）を取り入れる。

SCと連携して、子どもが困難やストレスに直面しても誰にも言わずに耐えるのではなく、友達や先生などを頼ったりすることができる具体的な方法を学ぶ「SOSの出し方に関する教育」等を計画する。

(3) いじめに対する子どもの理解促進

児童会活動を通じて、子どもがいじめの問題について主体的に考える機会を設ける等、いじめを防止する取組を通して、互いに認め合う人間関係を育む。とりわけ、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、子どもが規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づ

くりや集団づくりを行う。

(4) いじめの早期発見

日常的な観察や声かけのかかわり、出席状況の確認を含め、子どもが発する小さなサインや変容を見出す。特に子どものSOSを早期に把握するために、ICTを活用するとともに、養護教諭やSC・SSWを含めた全ての教職員が連携して、丁寧に見守りを行う。

いじめの疑いがある場合には、個々の教職員が把握した情報を教職員全体で、必ず、共有していく。

(5) いじめの見逃しや抱え込みを防ぐ

子どもの心配な状況を把握した際に、一人で情報を抱え込むことの無いよう、身近な教職員に相談できる職場の風土を醸成する。また、子どもの変容等、些細な兆候や懸念、子どもからの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、ICT等を活用して、いじめ防止対策委員会は勿論のこと、学校全体で共有する体制を整える。

いじめに関する個別の対応や記録等の情報については、進級・進学・転校時や担任交替時等に確実に引継ぎ、指導や支援につなげていくようにする。また、関係機関（警察・病院・児童相談所他）との連携とともに、地域全体でいじめを見逃さない取組を強化していくようにする。

(6) 保護者との丁寧な情報共有と対応

保護者や学校がいじめにつながるかもしれない心配事、日常の学校生活の様子あるいは家庭での子どもの様子で気になる状況を把握した際には、担任を窓口にしながらも、学校と家庭とが相互に丁寧な情報共有を行う。心配事・気になる状況は小さなことででもできる限り速やかに情報共有をする。また、上記(5)にあるように、学校全体として情報共有をして対応していく。担任一人で抱え込まないことはもちろん、担任不在時には担任外の教員が学級に入ることや、専科教員が授業をすることもするため、どの窓口からでも、保護者との情報共有を丁寧に行う。

また、「いじめ」を認知した場合には、対象児童及び対象児童の保護者の思いに寄り添った対応を心掛ける。学校だけで判断するのではなく、対象児童及び保護者と十分に相談しながら対応していくことで、確実な解決への歩みを進めていく。学校におけるいじめ対応について積極的な情報発信を行い、保護者と協力したいじめの早期発見・早期対応の実現を目指す。

2 「学校いじめ防止基本方針」の改訂

実効性のある「いじめの防止策」を実現するために、「学校いじめ防止基本方針」に以下の内容を位置付ける。

(1) 未然防止

○教職員の基本方針に対する共通理解

- ・校長による札幌市いじめ防止基本方針の改定内容等についての校内研修の実施
- ・特別委員会（いじめ防止対策委員会）提案時に実務担当者より方針の詳細を説明

○地域や保護者への本方針の周知・連携体制の構築

- ・学校教育説明会（4月）及び学校評価保護者アンケートにおける、いじめについての理解促進及び協力依頼
- ・ホームページ及びすぐーの活用
- ・学校運営協議会やPTAの会議、懇談会等を通して児童の情報交流
- ・いじめに関するアンケートや児童からの聴き取りを基に得た情報はもとより、日常の小さなトラブルについても保護者と共有し、継続した見守りの実施（いじめサインチェックシート）

○いじめを生まない発達支持的な生徒指導の充実

- ・児童の自治的な活動を保障する学級会や係活動の実施と自己有用感を育む評価の工夫
- ・パートナー校と連携し、児童会が主導するいじめ防止の標語づくり
- ・些細なトラブルでも児童の心に寄り添った聴き取りと指導

○若手教員や学級経営に困りを抱える教員を支える組織づくり

- ・学習指導力の向上を目指す校内研究体制と学び方スタンダードの構築
- ・生徒指導力の向上を目指す On-the-Job Training（OJT）としての学年担当教員の配置
- ・いじめ対応フローチャートの作成と事案が起きた際の速やかな情報共有体制

○児童の「いじめ」に対する理解を促す指導

- ・「いじめ」について理解を促す学級指導（4月及び11月）
- ・月に1度の動画視聴による情報モラルに関する指導及び総合的な学習における外部講師を招いた指導
- ・道徳や学級活動における人権教育の充実
- ・「命を大切に作る月間」における全校児童への校長講話

(2) 早期発見・早期対応

○児童の心の変化や成長を捉える組織的対応

- ・担任外教諭による休み時間の校内外の見守りとトランシーバーの活用
- ・担任外教諭や養護教諭によるサポート体制
- ・些細な事案でも情報共有を図る校内体制

○アンケートや教育相談における丁寧な組織的対応

- ・札幌市悩みやいじめに関するアンケートの実施（11月）に加え、本校独自のいじめに関する「アンケート」の実施（5月、2月）
- ・個々に抱えるいじめの様相や心身の状態を把握する個人面談の実施（5月、11月、2月）
- ・「（いじめが）続いている」ことを見える化するアンケート集計
- ・アンケートの集約結果について学校全体で共有
- ・心の健康観察アプリでの日常的なアラートや相談の把握及び対応

○いじめ防止対策委員会

- ・定期開催（月に1回）

- ・不定期的に開催（事案発生時速やかに）
- ・養護教諭及びSC・SSWの参加
- ・アンケート結果についての対応協議
- ・PDC Aサイクルによる「いじめ防止基本方針」の見直し

○重大事態への対応

- ・市教委や外部機関との連携による対応
 - ①被害児童及び加害児童、関係児童への心的ケア
 - ②専門家の助言による対応の検証

3 「学校いじめ防止基本方針」（改訂版）に基づいた対応

いじめを未然に防止し、迅速な早期発見・早期対応を促し、いじめが疑われる事案が発生した場合の対応を適切に行うためには「学校いじめ防止基本方針」を教職員が共有し、実効性のあるものとして取り扱うことが大切である。

本調査の結果を踏まえ、管理職、主幹教諭、教務主任、保健主事、学年主任、養護教諭によるいじめ防止対策委員会にて「学校いじめ防止基本方針」の改訂案を作成した。これに則って、今後、いじめに係る事案やアンケート結果の対応やPDC Aサイクルにおける評価を行うことで、加除修正を重ね、誰にとっても分かりやすく扱いやすいものとなることを意図している。

（1）教職員が共有しやすく、分かりやすい「いじめ防止基本方針」

本校の「学校いじめ防止基本方針」により実効性をもたせるため、「いじめ対応フローチャート」と「重大事態発生時対応フローチャート」を新たに作成した。対応の順序や内容を示し、教職員にとって、分かりやすく扱いやすいものになるよう配慮した。

（2）アンケートや教育相談等への丁寧な対応

5月及び2月に実施している本校独自のアンケート調査と、11月（令和7年度は9月～12月）に実施している全市立学校で実施している「悩みやいじめに関するアンケート調査」の結果を全職員で共有したり、複数の教職員が連携しながら児童一人一人の性格や行動の変化等を注意深く観察したりしていくことで、いじめの行為やその背景にある事実を理解し、早期発見・早期解決に向けた対応を進めていくことができると考えている。

令和5年度より、アンケート結果について、いじめ防止対策委員会が情報を収集し、学校がいじめと認知した事例に対して、以下のことを行っている。

- 対応の主体はいじめ防止対策委員会
- アンケートの集約結果について、学年内・学校全体で共有
- 学年及び担任の教諭が個別や集団への指導及び保護者への説明等を実施
- 担任外教諭や養護教諭を含む複数の教職員によるサポート体制

（3）学校組織での対応

これまで本校はいじめに係る対応について、主に担任が中心となって行ってきた。今後は、担任

一人がいじめの問題を抱え対応するのではなく、いじめ防止対策委員会が中心となって情報収集したり、いじめの解消までサポートしたりする等、早期対応の検討を進めるようにしていく。実際に事案が発生した際には臨時会議を開催し、複数の教員の目で見取った児童の様子や指導内容を交流し、今後の対応について話し合いをしてきた。

さらにいじめの対応が円滑に進むよう、次年度以降も組織体制や組織としての動き方を改善し、全教職員で共有していきたい。

(4) 教職員で作り上げ、改善していく「学校いじめ防止基本方針」

学校いじめ防止基本方針やそれに基づく取組については、実際の対応を通して、随時見直したり、PDCAサイクルにおいて評価したりして、課題について改善を図りながら改訂していくことが大切である。

そのためには、いじめの疑いのある事案の発生時からその事案の把握、対応、指導に至るまでの記録とその保管方法を構築することが急務である。また、令和5年度から実施している、組織的な対応を進めるための情報共有も継続していく。

4 本校の教育活動について

令和7年度の教育目標の重点の中には、子ども自身が学びの主体者として、自分が学ぶ学校をよりよいものにしていこうという意識をもたせていきたい、という願いも込めている。毎日、安心して通える学校にしたい、と全児童が考えられるように、という願いである。いじめのない学校にするためには、教職員と保護者だけでなく、自分自身で考え、実践する子どもの育成を目指す。

(1) 育む力に特化した組織づくり

本校は、令和5年度から大幅な学校運営組織の改革を行った。具体的には、運営面の視点で組織された「学校行事部」「児童活動部」「学びの支援部（内容は学級活動部）」「経営推進部」から、目標（育む力）の視点で組織する「学ぶ力の育成部」「豊かな心の育成部」「健やかな体の育成部」「経営推進部」への改編である。そして、それぞれの部において、共生と自立における目指す子ども像を明確にし、その実現に向けた手立ての構築を図った。そうすることにより子どもにどんな力を身に付けるのか、ねらいを明確にした取組が進められた。

(2) 共生と自立を育む教育課程の編成

上記の組織の中で、学校評価や客観的な調査から見えてきた本校児童の課題の改善と、共生と自立の育成を目指し、各部が主体的に令和6年度の教育課程を編成してきた。その一例として健やかな体の育成部は、全校的に課題である投力を高めつつ、仲間とともに活動する楽しさを味わわせるために、ドッジボールコートの常設やドッジビー専用ゾーンなどの場づくりを進めてきた。また、豊かな心の育成部は、自他の人権を尊重し、いじめについての理解促進やいじめを許さない学級風土を育むため、全学年において、外部講師を招いて人権教室を行ったり、いじめ防止の動画視聴の場を設定したりする等、共生を育む手立てを教育課程の中に位置付けてきた。

さらに、他者意識を育むため、令和7年度には、体力測定を4・5・6年生の3学年で行う異学年活動を取り入れた。今後、他の教育活動にも少しずつこの異学年活動を取り入れていく。

(3) 組織体制の構築と教育環境整備の推進

児童に対する効果的な教育活動を行うことができるよう、組織体制の構築と教育環境の整備を推進している。学びのサポーターや相談支援パートナー、インクルーシブ加配などの人材や、水泳指導ボランティア、スキー指導ボランティア、外部派遣講師など様々な人材を有効に活用して教職員の負担軽減とともに、児童への指導及び支援の充実を図った。

また、生徒指導や保護者への対応等、様々な業務について複数で対応したり、サポートを目的とした担任外教諭の担当学年制を導入したりした。また、児童の出席状況について共有化を図るアプリを導入したり、職員室内のホワイトボードに情報を集約したりするなど教育環境の整備に努めた。さらに、全校的に指導を要することについて速やかに情報共有できるよう校務支援システム掲示板や職員室内のモニターを有効活用した。

令和6年度からは、さらに教育活動の精選を図るとともに、学期毎の日課の導入による授業時間の短縮を実施し、「子どもを見つめる」時間を確保している。

5 本校の児童理解・生徒指導について

(1) 組織で対応する生徒指導

組織的な対応に情報の共有は不可欠である。本校では、各担任の教諭が日常的に個別の支援を必要とする児童の情報やトラブルについて、担任の教諭が一人で抱え込むことなく、学年はもとより学年担当の担任外教諭や管理職に報告することを常に心がけている。生徒指導や保護者対応についても、学年主任や担任外教諭、管理職がサポートしながら対応にあたることを常としている。

また、児童の状況やその後の対応について、手書きでもメモ書きでも可としてデータ保存し、管理職、担任外教諭、学年の教諭で共有するとともに、校内の教職員が誰でもいつでも閲覧して引き継ぐことができるよう校務用サーバーに保存する仕組みも構築している。

実際のいじめの対応については、SC・SSW等の専門家を講師にした研修の機会を充実させ、いじめ防止や対応等における教職員のスキルアップを図るようにする。

(2) 人権意識を高める教育の充実

豊かな心の育成部は、令和6年度の重点の一つに人権教育を掲げ、年間を通して道徳の授業や特別活動等を通して、自他の人権の実現と擁護のために必要な資質・能力の育成を目指す教育活動を推進してきた。

特に、6月・9月及び11月を「人権意識を高める月間」とし、6月には人権教室を、9月には命の大切さを学ぶ講話や道徳の授業実践を、11月にはいじめ防止の動画視聴や人権意識を高める道徳の授業実践を行い、自他の人権を尊重するとともに、多様性の理解を深める指導に努めた。

更に、中学校進学を控えた6年生には、SCによる「心の授業」も行う。小学校卒業、そして中学校進学に向けて、不安やストレスから言動が荒れてしまうこと等が考えられる。ストレスマネジ

メント、アンガーマネジメント、リラクゼーションといった観点から、心の安定を図るための学びを、心の専門家であるSCと連携して実践している。

（3）児童理解について学ぶ校内研修

各学級には様々な困りをもつ児童が混在している。そこで、本校では、年に3回、全教職員が参加する学びの支援全体会を実施し、支援の必要な児童の共通理解を深める研修を実施している。

令和5年度からは、SC、地域関係機関の専門家を講師に招き、児童への理解を促進し多様な児童へのよりよい対応を学ぶ校内研修を開催している。

同様に、子どものコミュニケーション力や社会性の育成に向けた研修も取り入れていくようにする。

（4）家庭や地域とともに子どもを育てる

学校にとって保護者や地域の方々は、ともに子どもを育てていく大切な存在である。互いに理解し合い、協力し合い、保護者や地域の方々にとって支えがいのある学校でありたい。そのために、学校説明会や懇談会、学校運営協議会等の機会を通して児童にかかわる様々な情報を共有するとともに、学校の取組や児童の様子について各種便りやホームページ等で随時配信していく。また、日常的に個々の様子について保護者への細やかな電話連絡にも努めていく。

以上、本校の教育活動を推進するにあたっては、目標と手立てについて全ての教職員と共通理解を図るとともに、学校として組織的に対応していくことや、家庭や地域及び関係機関との連携が何より重要である。学校・家庭・地域の輪の真ん中に子どもを置いて、ともに手を携えて「共生と自立を育むあたたかな学校づくり」の具現化を目指していく所存である。

令和7年12月

札幌市立小学校 いじめ防止対策委員会

委員長（学校長）